

Vol. 39
(最終号)

仙台復興レポート

仙台市 復興事業局

2016. 2. 1

目次

1. 震災の概要と復興の状況……………3

- 震災被害の概要
- 復興事業の進捗状況
- 復興交付金の状況

2. 生活再建支援……………6

- 応急仮設住宅入居世帯状況
- 入居世帯の退去事由と震災時居住形態の推移
- 震災時の居住地と住まいの再建方針
- 応急仮設住宅の供与期間(特定延長の導入)、ポイント
- 被災者生活再建推進プログラムの改訂(加速プログラムへ)、ポイント
- 被災者生活再建加速プログラム
- 生活再建支援の取組みと加速プログラムのポイント
- コミュニティ支援(その1)
- コミュニティ支援(その2)

3. 津波防災対策……………15

- 津波防災対策の基本的な考え方
- 津波防災対策の基本的な考え方のポイント
- 津波防災対策の概要
- 災害危険区域指定のポイント
- かさ上げ道路事業
- 津波避難施設整備事業

4. 東部地域の住宅再建……………21

- 防災集団移転促進事業
- 防災集団移転促進事業による住宅再建支援、ポイント
- 防災集団移転促進事業の経緯①
- 防災集団移転促進事業の経緯①のポイント

- 防災集団移転促進事業の経緯②
- 防災集団移転促進事業の経緯②のポイント
- 東部地域の住宅再建
- 津波浸水区域(災害危険区域外)の住宅再建
- 津波浸水区域(災害危険区域外)の住宅再建のポイント

5. 蒲生北部被災市街地復興土地区画 整理事業……………30

- 整備計画図
- 事業の流れ
- 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業のポイント

6. 宅地被害復旧・支援事業……………33

- 宅地被害復旧・支援事業
- 宅地被害復旧・支援事業のポイント
- 事業の経緯と復旧状況
- 公共事業による宅地復旧のポイント、
独自支援制度による宅地復旧支援のポイント

7. 復興公営住宅の整備……………37

- 整備箇所一覧
- 整備戸数
- 整備状況
- 復興公営住宅の整備のポイント

8. 経済の復興に向けて……………41

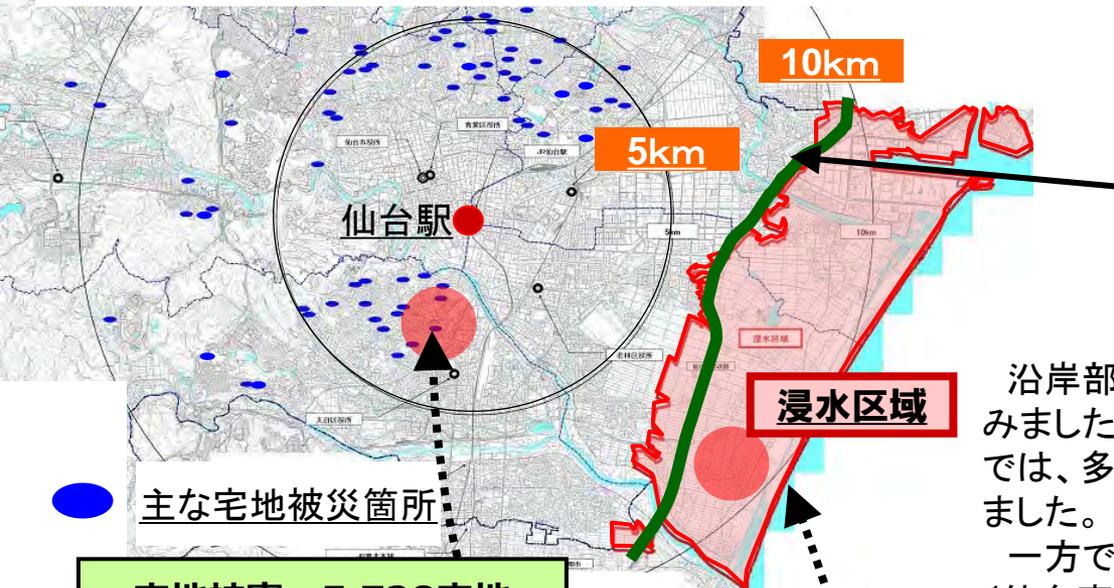
- 復興特区の概要
- 農地の再生とほ場整備事業

各問い合わせ先については、
資料の43ページ、44ページをご覧ください。

1. 震災の概要と復興の状況

東日本大震災により、仙台市内では、東部沿岸部を襲った津波による被害のほか、北西丘陵部を中心に発生した大規模な地すべり等の宅地被害が発生しました。

一方、市中心部ではビルの倒壊や火災の延焼等の大規模な被害は免れましたが、市全体で約14万件の家屋が半壊以上の被害を受けるなど、甚大な被害が発生しました。



堤防代わりとなった仙台東部道路



沿岸部を襲った津波は、東部地域の集落や農地を呑みこみました。浸水面積は約4,500haにおよび、沿岸部の集落では、多くの方が命を落とされたほか、多くの住宅が流失しました。

一方で、沿岸から4kmほどに位置する盛土構造の道路（仙台東部道路）が堤防代わりとなり、より内陸の市街地への浸水を防ぎました。

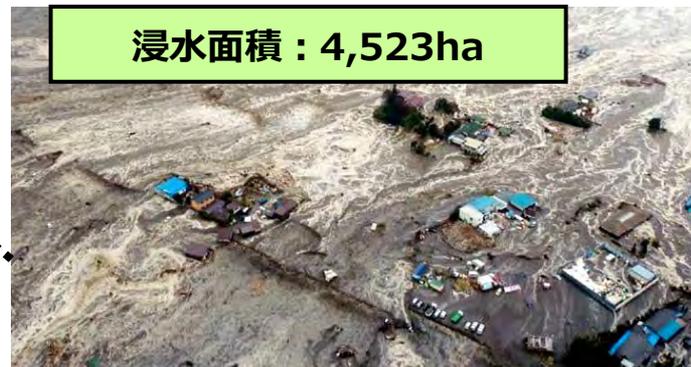
主な宅地被災箇所

宅地被害：5,728宅地



丘陵部の宅地被害(太白区緑ヶ丘地区)

浸水面積：4,523ha



沿岸部の津波被害(若林区三本塚付近)

1. 震災の概要と復興の状況

仙台市では、被災地で最短の5年の復興計画を策定し、震災により失われた住まいの再建や、安全なふるさとの再生に取り組んでいます。その中でも、住まいの再建に関する事業（防災集団移転、被災宅地の復旧、復興公営住宅の整備）に関しては、現時点で、復興計画期間内には完了が見通せる段階に至っています。

一方で、新たなかさ上げ道路の整備や蒲生北部地区の区画整理など、今後も継続して取り組むべき事業もありますが、全体としては、これまで概ね計画どおり進捗しています。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31～33年度
集団移転		移転先造成完了				
公共事業による宅地復旧			全地区完了			
復興公営住宅			3206戸整備完了			
津波避難施設	▼中野五丁目整備完了				13施設整備完了	
海岸公園再整備	井土地区 避難の丘		} 着工			
かさ上げ道路			全区間着工			
避難道路			着工			
蒲生北部土地区画整理	▼事業計画決定	▼仮換地指定・着工				

1. 震災の概要と復興の状況

復興交付金の状況

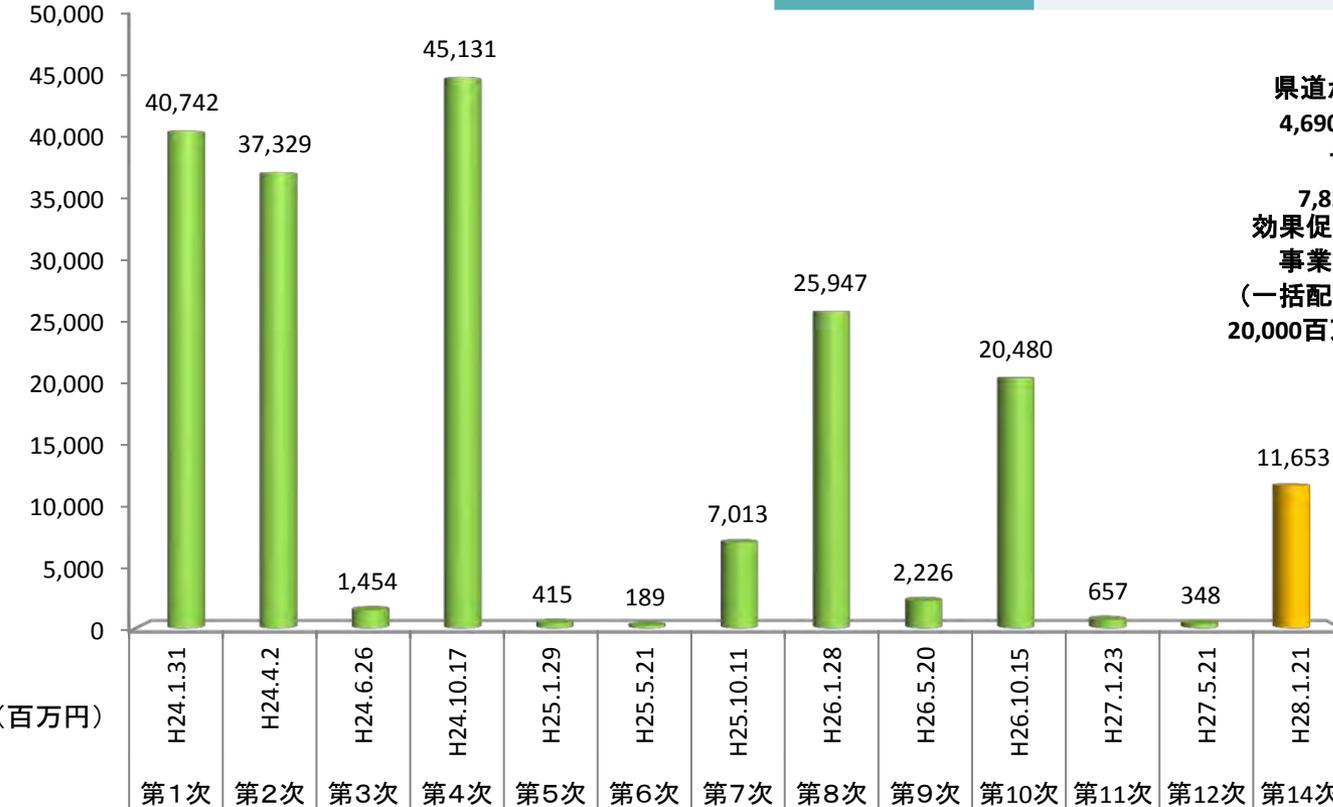
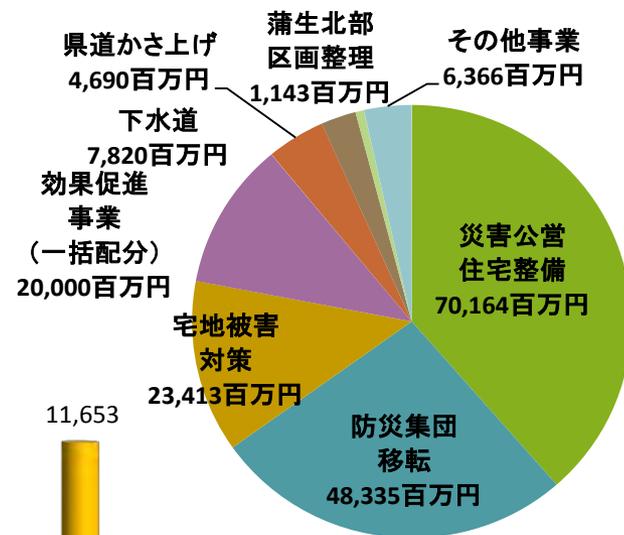
「仙台市震災復興計画」に掲げた事業などについて、東日本大震災復興交付金を活用することによって、着実な推進を図ってきました。平成27年5月の第12次申請までに1,819億円超の配分を受け、復興に向けた取り組みを進めています。

(H27.12.31現在)※県事業除く

【交付金の推移】

配分額計	国費
	181,931百万円

【交付金の内訳】 (第12次までの配分済額)



(※第14次は申請額)

2. 生活再建支援

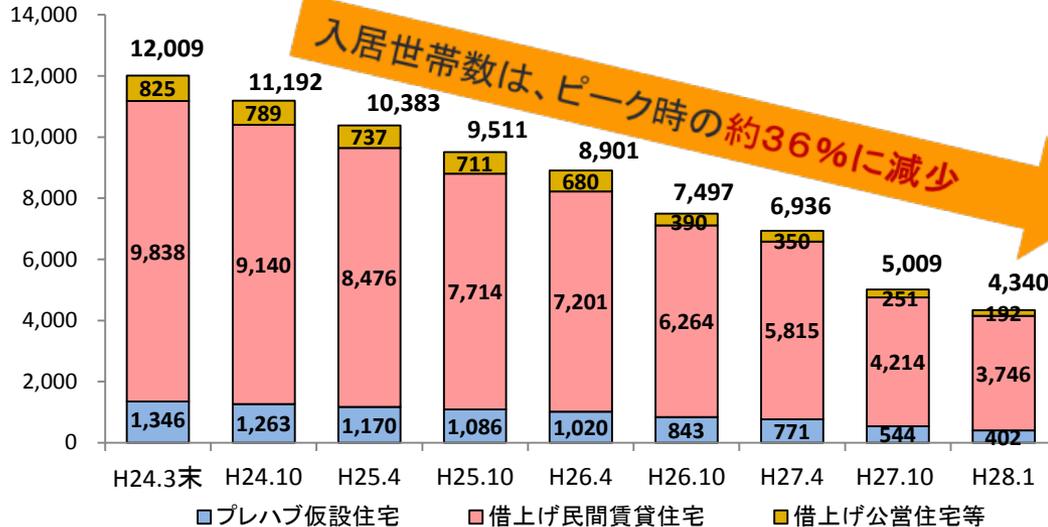
仙台市内の応急仮設住宅には、H24年3月末のピーク時において、約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が進んできたことにより、現在はピーク時の約36%にまで減少しています。

【入居世帯数(全体)】

	H28.1.1	割合
プレハブ仮設住宅	402世帯	9.3%
借上げ民間賃貸住宅	3,746世帯	86.3%
借上げ公営住宅等	192世帯	4.4%
合計	4,340世帯	

仮設住宅の9割弱は借上げ民間賃貸住宅
※ 既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例

【入居世帯の推移】



H27.10.1現在

【入居者の高齢化率】※高齢者=65歳以上 阪神・淡路大震災との比較

	神戸市 (H7.12)	仙台市 (H27.10)
仮設住宅	31.2%	19.3%
全市	13.5%	21.7%

当時の市内平均の2倍以上

市内平均と同水準

【仮設住宅タイプ別の高齢化率】

タイプ	高齢化率
プレハブ仮設住宅	30.6%
借上げ民間賃貸住宅	17.7%
借上げ公営住宅等	23.5%

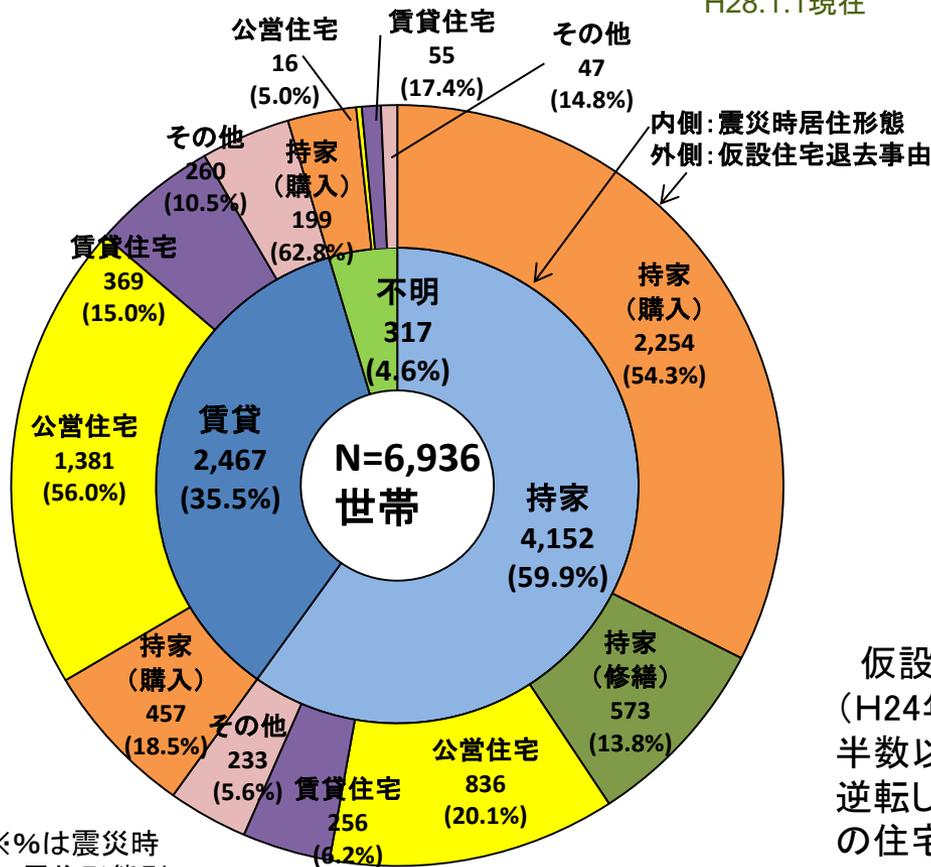
借上げ民間賃貸住宅の高齢化率が低い

2. 生活再建支援

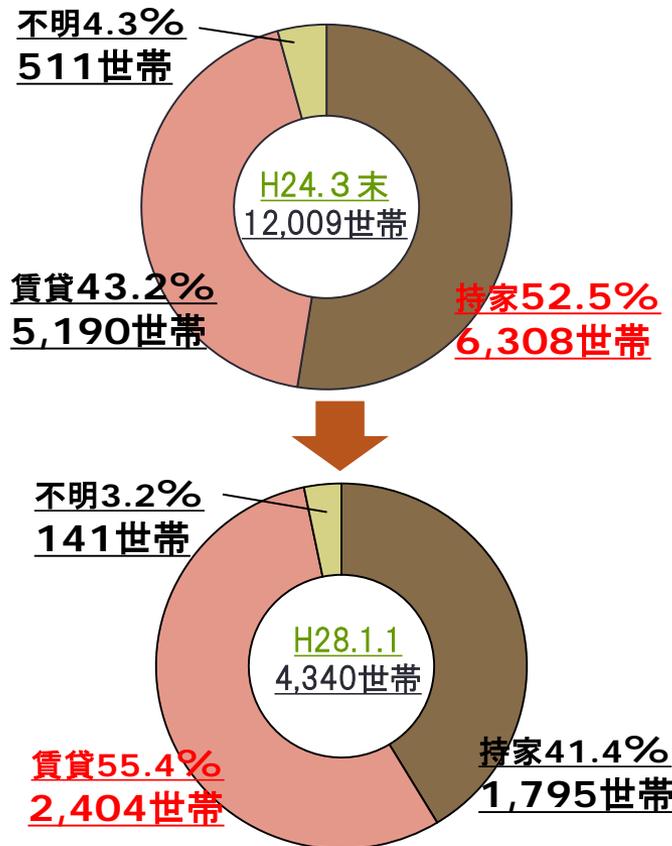
退去世帯のうち、震災時に持家に居住していた世帯の割合が約6割と高くなっています。退去事由は震災時居住形態が持家では持家(購入)の割合が、賃貸では公営住宅の割合が高くなっています。

※仙台市で退去届を受付した分

H28.1.1現在



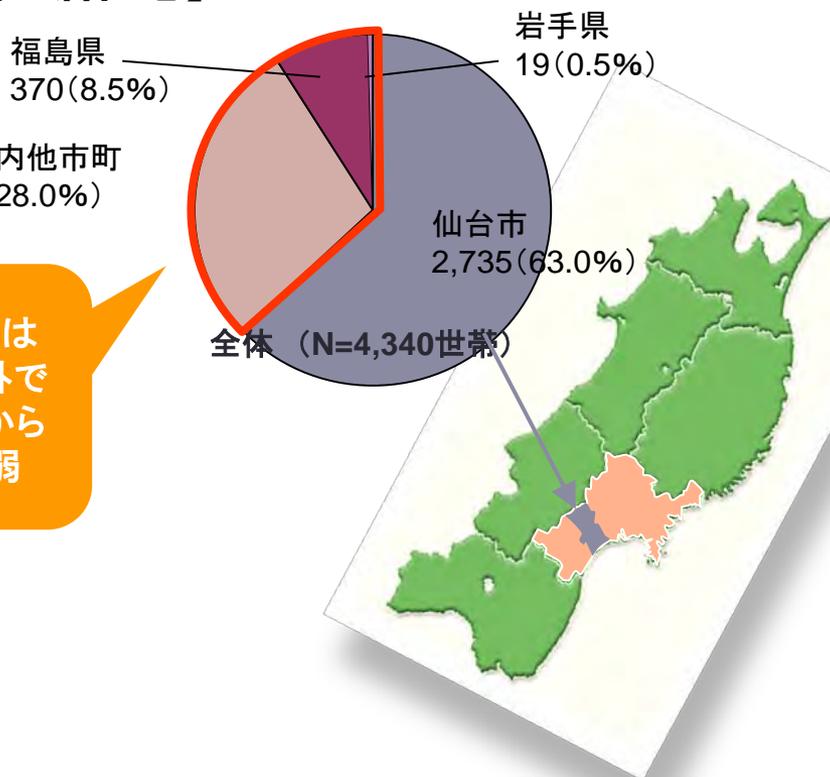
※%は震災時居住形態別



仮設住宅入居世帯の震災時の居住形態を見ると、当初(H24年3月末)は、震災時に持家に居住していた世帯が半数以上を占めていましたが、現時点では、その割合が逆転しています。震災時に賃貸住宅に居住していた世帯の住宅再建が、比較的遅い状況が続いています。

東北に広く被害をもたらした今回の震災では、避難も広域的に行われ、市内の仮設住宅入居世帯の約37%は、市外で被災された世帯です。市外で被災された世帯の中には、市内に被災世帯に比べ、住まいの再建方針が遅れる傾向にあり、これらの世帯に対する支援は今後引き続き取り組むべき課題です。

【震災時の居住地】

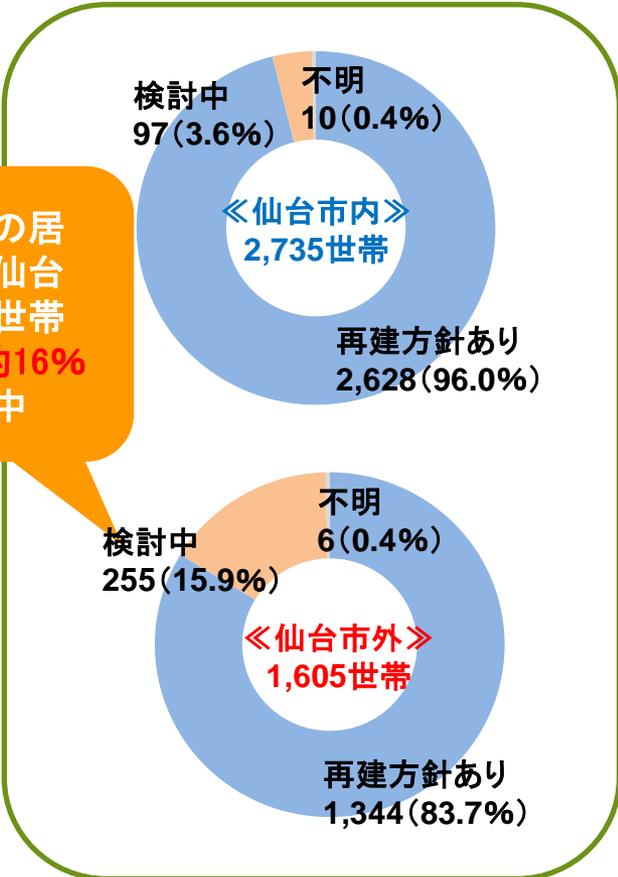


約37%は仙台市外で福島県からは1割弱

震災時の居住地が仙台市外の世帯のうち約16%が検討中

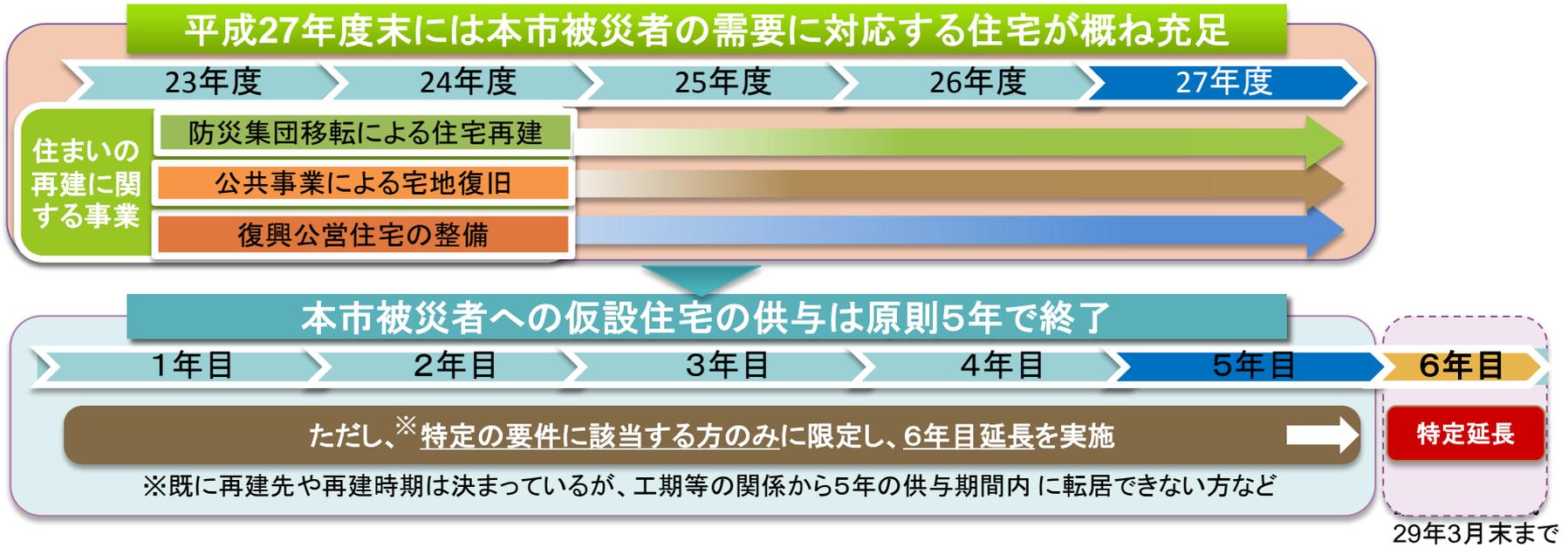
【住まいの再建方針】

公共事業(集団移転、宅地復旧、復興公営住宅)の活用や自力で住宅を建築・購入、賃貸住宅への入居など



2. 生活再建支援

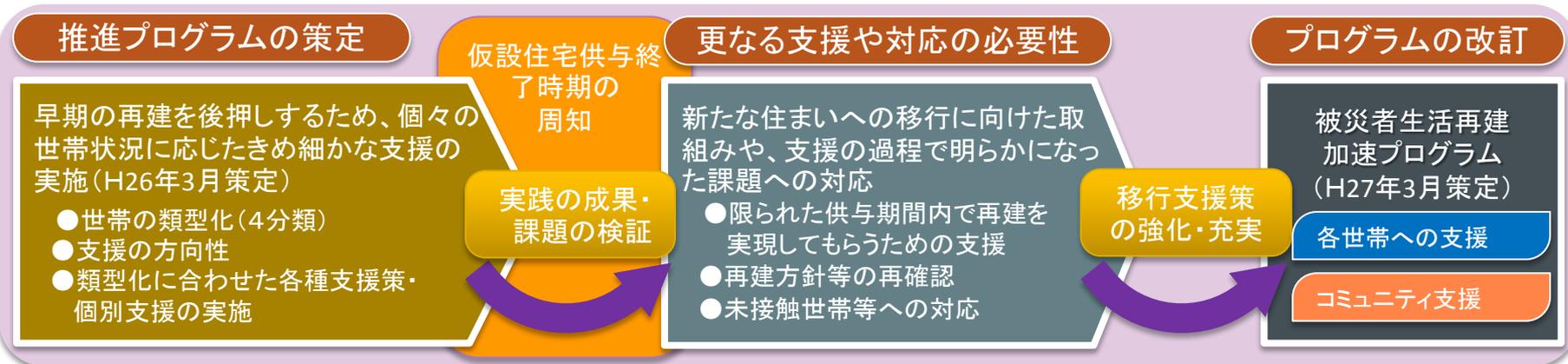
応急仮設住宅の供与期間（特定延長の導入）



！ 仮設住宅の供与期間・特定延長の導入のポイント

日常生活の土台である住まいの再建に関する事業については、震災から5年が経過する平成27年度末には概ね完了し、応急仮設住宅にお住まいの方々の需要に対応する住宅供給は概ね充足する状況となっています。

このため、本市で被災された方々への応急仮設住宅の供与期間については、特定の要件に該当する方を除き5年で終了となります。



！ 被災者生活再建推進プログラムの改訂のポイント

「被災者生活再建推進プログラム」の実践を通じて、被災された方々の早期の再建を後押しするための様々な取り組みを行ってきましたが、その過程において、個々の事情により再建方針を変更せざるを得ない世帯や再建に踏み切れない世帯、一人で再建先を探すことが困難な世帯などへの対応といった新たに取り組むべき課題も明らかになりました。

本市被災者への仮設住宅の供与が5年で終了することに伴い、平成28年4～6月をピークに、多くの世帯が仮設住宅の供与期限を迎えることとなります。

そのため、新たな住まいへの円滑な移行を実現するための支援策の強化を中心に、平成27年3月にはそれまでの「被災者生活再建推進プログラム」を改訂し、「被災者生活再建加速プログラム」により、被災された方々の生活再建の一層の後押しに取り組むこととしました。

2. 生活再建支援

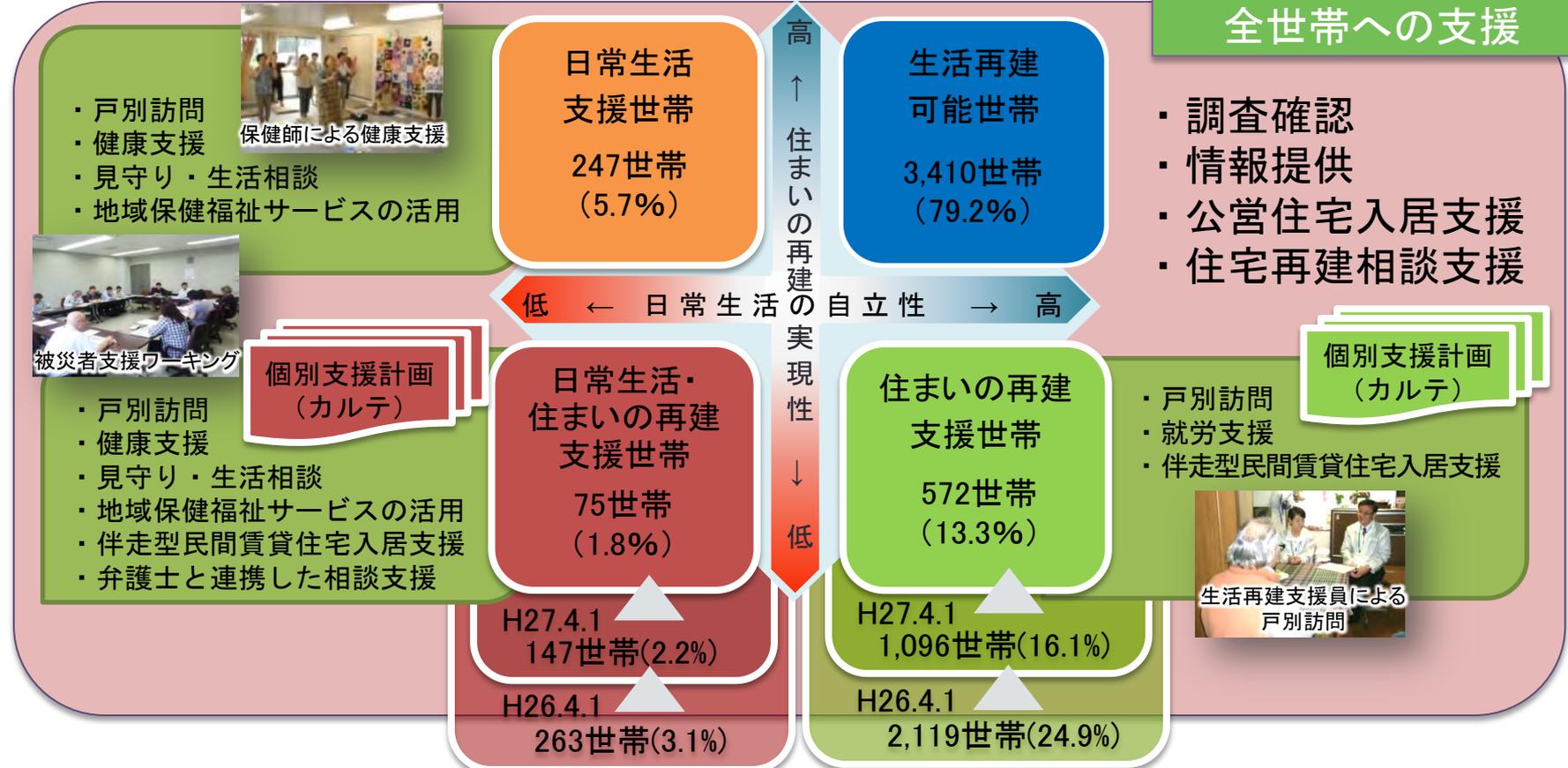
被災者生活再建加速プログラム

H28.1.1現在

各世帯への支援

新たな生活の場へ供与期間内に確実に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居する世帯への支援にも取り組んでいます。

生活再建可能世帯を含む全世帯への支援



接触できない市内の仮設住宅入居世帯
36世帯

- 戸別訪問調査
- 情報提供や相談支援
- 居住実態の世帯への退去勧奨等

市内で被災した市外の仮設住宅入居世帯
258世帯

- 情報提供や相談支援 (県内) 避難先市町村との連携 (県外) 交流会等での面談等



生活再建支援の取組みと加速プログラムのポイント

仙台市では平成23年度から実施した書面での世帯状況等調査に加え、平成24年10月から仙台市シルバー人材センター会員による、市内の仮設住宅全世帯への戸別訪問調査を実施してきました。

また、こうして把握した各世帯の生活状況や再建方針、課題等に基づき、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の観点から各世帯を4つに類型化(4分類)し、区毎に設置する「被災者生活再建支援ワーキンググループ」において、情報共有を図るとともに、支援方針や役割分担、分類の見直しなどを行い、個々の世帯の事情等を踏まえたきめ細かな支援に努めてきました。

改訂した加速プログラムでは、本市被災世帯への仮設住宅供与が5年で終了することに伴い、住まいの再建支援世帯にも個別支援を拡大し、訪問等を中心とした対応を強めていくほか、自ら行動することが難しい世帯に対する伴走型の民間賃貸住宅入居支援、再建を進めていく上で法的な整理が必要な世帯に対応するための専任弁護士との相談体制構築など、新たな住まいへの移行支援策を充実・強化しており、被災者の一日も早い生活再建の実現に取り組んでいます。

2. 生活再建支援

コミュニティ支援（その1）

被災された方の生活再建が進むにつれ、プレハブ仮設住宅の入居者減少に伴う課題への対応が重要となっています。そのため、見守りや巡回等の支援の充実に努めています。

①プレハブ仮設住宅団地等の入居者減少への対応

- ◆ 入居者の減少によるひとり暮らし世帯等への見守りや自治会解散後の団地内活動、防犯安全面への対応など、引き続き団地内のコミュニティ維持に必要な支援を実施

主な支援施策

ひとり暮らし高齢者等生活支援システムの利用対象世帯の拡大

自治活動への支援

団地内の暗所への照明設置や警備業者による夜間巡回の実施



プレハブ仮設住宅における見守り・声がけ



現在行われている
さまざまなコミュニティ支援

共同作業



交流サロン



健康講座



2. 生活再建支援

コミュニティ支援（その2）

復興公営住宅への入居を果たされた後や、集団移転により新たなふるさとに転居された後に、良好なコミュニティを形成していくことが重要であるほか、孤立防止や見守り活動も当面継続が必要な世帯もあります。そのため、保健福祉センターや社会福祉協議会など、様々な主体と協力して、戸別訪問や見守り活動のほか、新しい良好なコミュニティ形成に向けた支援も行っていきます。

②復興公営住宅入居者の 孤立防止策の推進

◆入居世帯の生活状況等の把握や見守りなど孤立防止に努めながら、コミュニティ形成を支援

戸別訪問の実施

継続支援のための情報共有

コミュニティ活動支援

見守り活動の促進

保健福祉サービスの提供

ひとり暮らし高齢者等生活支援システム
の設置

支援のイメージ図

復興公営住宅



支援



区役所・総合支所

- ◆コミュニティ支援
(自治会立上げ等支援)
- ◆健康支援、交流会等開催

復興事業局（生活再建支援員）

- ◆戸別訪問
(全入居世帯の生活状況確認)

社協(支えあいセンター)

- ◆定期的な訪問
(高齢者のみ世帯等の生活状況確認)

区社協(CSW)等

- ◆住民主体による見守り活動支援・交流会等開催

復興公営住宅ワーキング

③防災集団移転先地での 新たなコミュニティづくり

住宅再建の進捗状況を踏まえた
自治会立上げ等支援

④津波浸水区域(災害危険区域外) におけるコミュニティ再生等

まちづくり専門家派遣によるまちづくり計画の策定や
まちづくり活動の活性化支援

3. 津波防災対策

津波防災対策の基本的な考え方

多重防衛

避難

移転

■ 県道かさ上げなどによる 津波減災

◆ 避難のための施設の確保

■ 安全な内陸への移転





津波防災対策の基本的な考え方のポイント

仙台平野は、869年の貞観津波、1611年の慶長津波など、過去に幾度も大きな津波に襲われてきた歴史を持っていることが分かってきています。東部沿岸地区の再生にあたって最も重要な視点は、同じ悲劇を繰り返さないための「津波の再来への備え」であり、将来にわたって安全なふるさとを再生することです。

市では物理的な「多重防御」、「避難」のための施設整備、安全な内陸への「移転」の3つの施策を組み合わせ、総合的な対策を講じています。

(1) 多重防御

海岸防潮堤を整備し、海岸防災林を再生するとともに、海岸から1kmほど内側の県道(塩釜亘理線)を嵩上げし、堤防機能を持たせることとしています。

(2) 避難

命を守る避難施設(避難タワー)や避難の丘を整備するとともに、内陸方向への避難を容易にする避難道路を整備します。

(3) 移転

防潮堤や嵩上げ道路といった多重防御でも守りきれない沿岸部(嵩上げ道路よりも東側)については、災害危険区域に指定し、安全な内陸への移転(防災集団移転促進事業)を進めました。

3. 津波防災対策



海岸防潮堤 (H27.9撮影)

**多重
防御**

- 海岸防潮堤・河川堤防等の再整備
- 海岸防災林の再生(予定区域)
- 県道のかさ上げ

**H26. 3. 16
現地着工**

避難

- ← 避難道路の整備
- ▲ ■ 津波避難施設の整備 (13箇所)
- ⊗ 東部道路法面の避難階段 (5箇所)



移転

- 災害危険区域(内陸への移転)
- 内陸の移転先
- ← 防災集団移転の動き



災害危険区域指定のポイント

具体の津波防災対策を平面図に示したのが上の図です。黒線の海岸防潮堤と赤線のかさ上げ道路に挟まれた、ピンクで示した沿岸部のエリアが、仙台市沿岸部の災害危険区域です。

このエリアでは、大潮の満潮時に同様の津波の再来を想定した場合、様々な津波防災対策を講じてもなお、2m以上の津波の浸水深が見込まれています。

2004年のインドネシアの津波や、東日本大震災の津波被害に関する東北大学や国土交通省の調査から、浸水深2mを境に被災度合いの傾向が大きく異なることが分かっています。2m以上の箇所では、住宅の流失等の危険性が急速に高まり、亡くなられる方も増加する一方で、2m以下の場合は、避難を基本としつつも、一定の安全性の確保が可能となります。

上図ピンクの災害危険区域(約1,210ha)では、住宅の新築を禁止し、エリア内にお住まいであった方々には、安全な内陸の13団地(赤線囲みの地区)への移転(防災集団移転促進事業)を進めてまいりました。

3. 津波防災対策

かさ上げ道路事業

沿岸から約1kmの位置を南北に走る県道塩釜亘理線等のかさ上げは、仙台市の津波防災対策の要となる事業です。現在、用地取得が完了したところから施工しており、完成は平成30年度を予定しています。



3. 津波防災対策

東日本大震災の教訓を踏まえ、仙台市東部地域の津波浸水区域に、タワー型、ビル型等の津波避難施設を平成28年度までに13カ所整備することとしています。



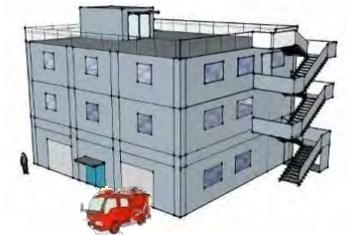
	箇所名	型	収容人数(人)	完成年月日
1	中野五丁目	タワー型	300	H27.2
2	港南東公園内	タワー型	250	
3	岡田会館敷地	タワー型	250	
4	岡田バス出張所跡地	ビル型	400	
5	新浜町内会用地	タワー型	250	
6	笹屋敷消防団施設敷地	ビル型	300	
7	三本塚長屋敷用地	タワー型	150	
8	三本塚権太用地	ビル型	250	
9	井土消防団跡地	タワー型	125	
10	種次消防団施設敷地	ビル型	100	
11	高砂中学校	屋上への外階段を設置		H27.3
12	岡田小学校			H27.3
13	東六郷コミセン敷地	ビル型	400	

施設の概要

- 屋外階段、スロープ付
- 設備備蓄品 (トイレ・発電機・防災行政用無線・毛布・簡易トイレ・非常食・飲料水等)



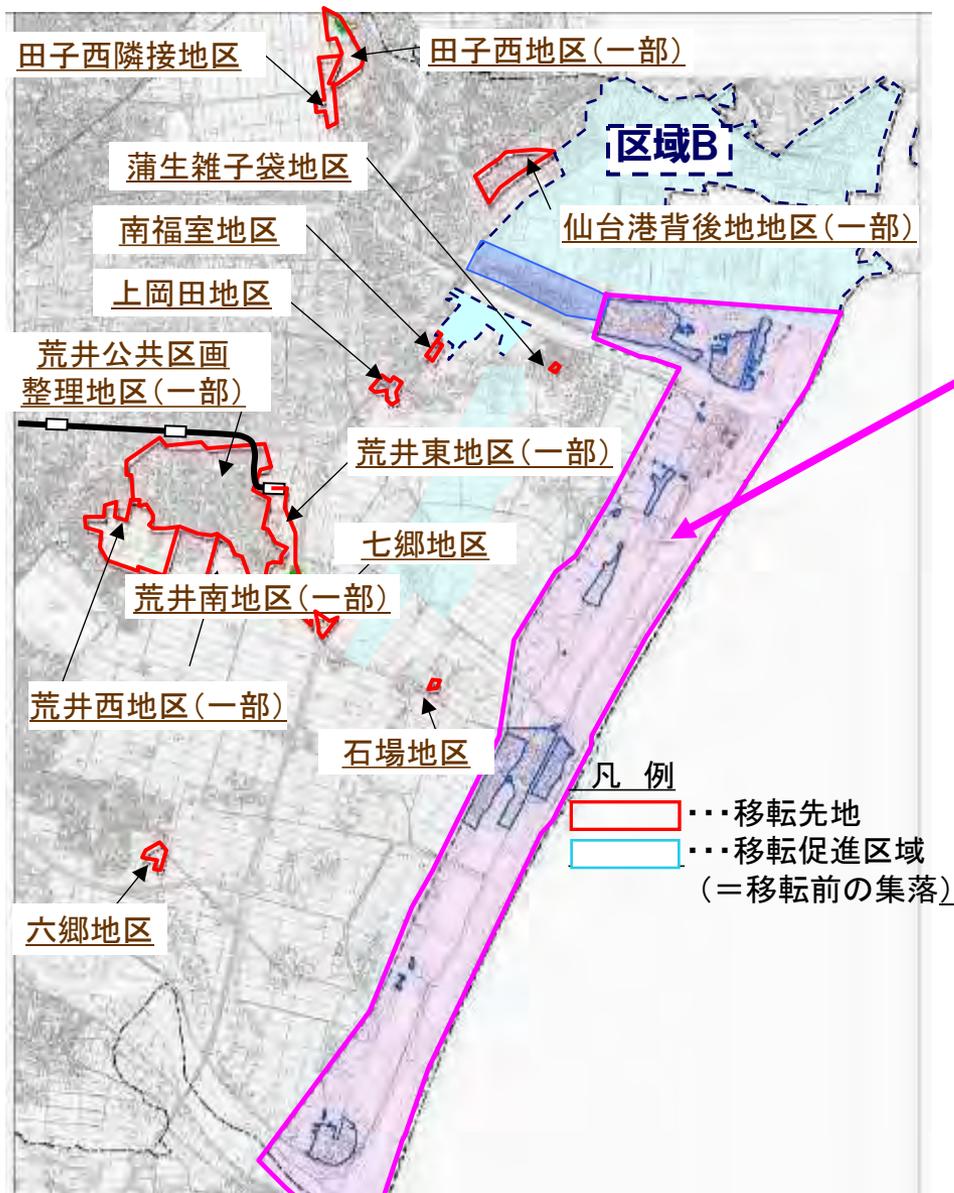
タワー型（鉄骨造）
中野五丁目(平成27年2月完成)



ビル型（鉄筋コンクリート造）
(消防団施設併設)

鉄骨2階建て、6m以上の高さに約300人が避難できるスペースを設け、津波に対応するための強度を有しています。また、寒さ対策のための屋内空間の設置、車椅子やベビーカーに配慮したスロープなど、独自の工夫を反映したつくりとなっています。内部には発電機等の備品や非常食等を備えています。

4. 東部地域の住宅再建



移転対象地区
(約1,210ha)

移転対象世帯(従前世帯)

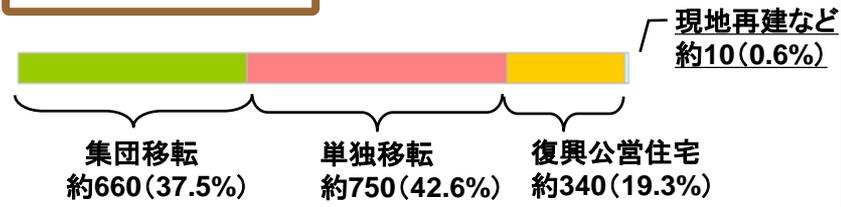
約1,540世帯

※移転先においては、従前世帯からの分離・統合が発生していることから、
移転数は「戸」で記載

集団移転, 単独移転,
復興公営住宅での移転先戸数

約1,760戸

住宅の再建方法

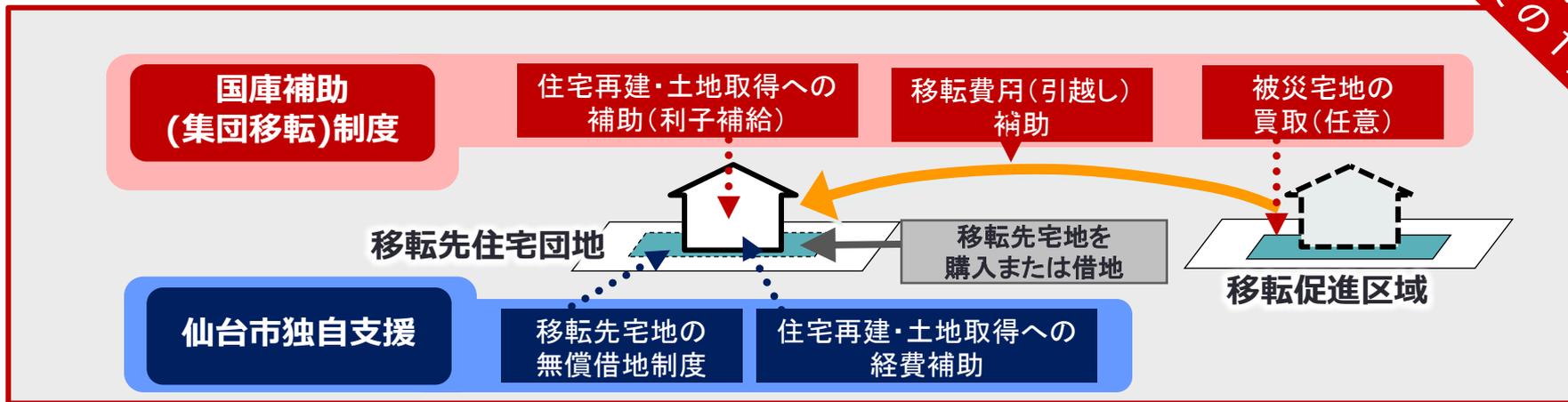


H28.1.1現在

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業による住宅再建支援

住まいの再建
(その1)



国の制度による支援と独自支援による住宅再建のポイント

<国の制度による支援>

東部沿岸地域からの防災集団移転は、津波防災対策の一つであると同時に、失われた住宅の再建に向けた支援策ともなりました。

移転対象となる方は、市が用意する移転先団地を購入(または借地)して、自ら住宅を建築します。これに対し市は、①移転元地の買取り(任意)、②引越し費用の補助、③新たな住宅ローンの利子相当額の助成により、支援を行っています。

<独自支援>

移転元地の買取りにあたっては、(a)被災による減価が大きく、(b)建物が残っている場合に受けられる建物移転補償金が、最も被害の大きい全流失世帯に適用されないことが課題となったため、仙台市では、(a)と(b)に相当する金額分、移転先の借地料を無償(最大50年)とする措置を講じることで、多くの方の不公平感を解消し、住宅再建の早期実現を図りました。



防災集団移転促進事業の経緯①のポイント

＜計画策定・合意形成期(発災～平成23年12月)＞

被災地の復興に際して鍵となるのは合意形成です。発災直後から、津波防御施設や災害危険区域、集団移転の対象区域などについて、説明会や意見交換会を重ね、合意形成に努めてきました。

市議会での集中的な議論も踏まえ、平成23年11月には「仙台市震災復興計画」を策定し、翌12月には災害危険区域を指定しました。発災からの約9か月間が、復興の基本的な計画の策定と、住民との合意形成にあてられました。

＜個別再建方針形成期(平成23年12月～平成24年12月)＞

次のステップとして、移転先整備に着手する前に、移転対象の約1,500世帯の方々に、①集団移転への参加、②自ら移転先を探しての単独移転、③復興公営住宅への入居、のいずれを選択するのか、住宅再建の方針を固めていただく必要がありました。

また、移転先団地の整備位置についても、住み慣れた地域からの近さや利便性、住環境や宅地供給時期など、様々な希望がありました。

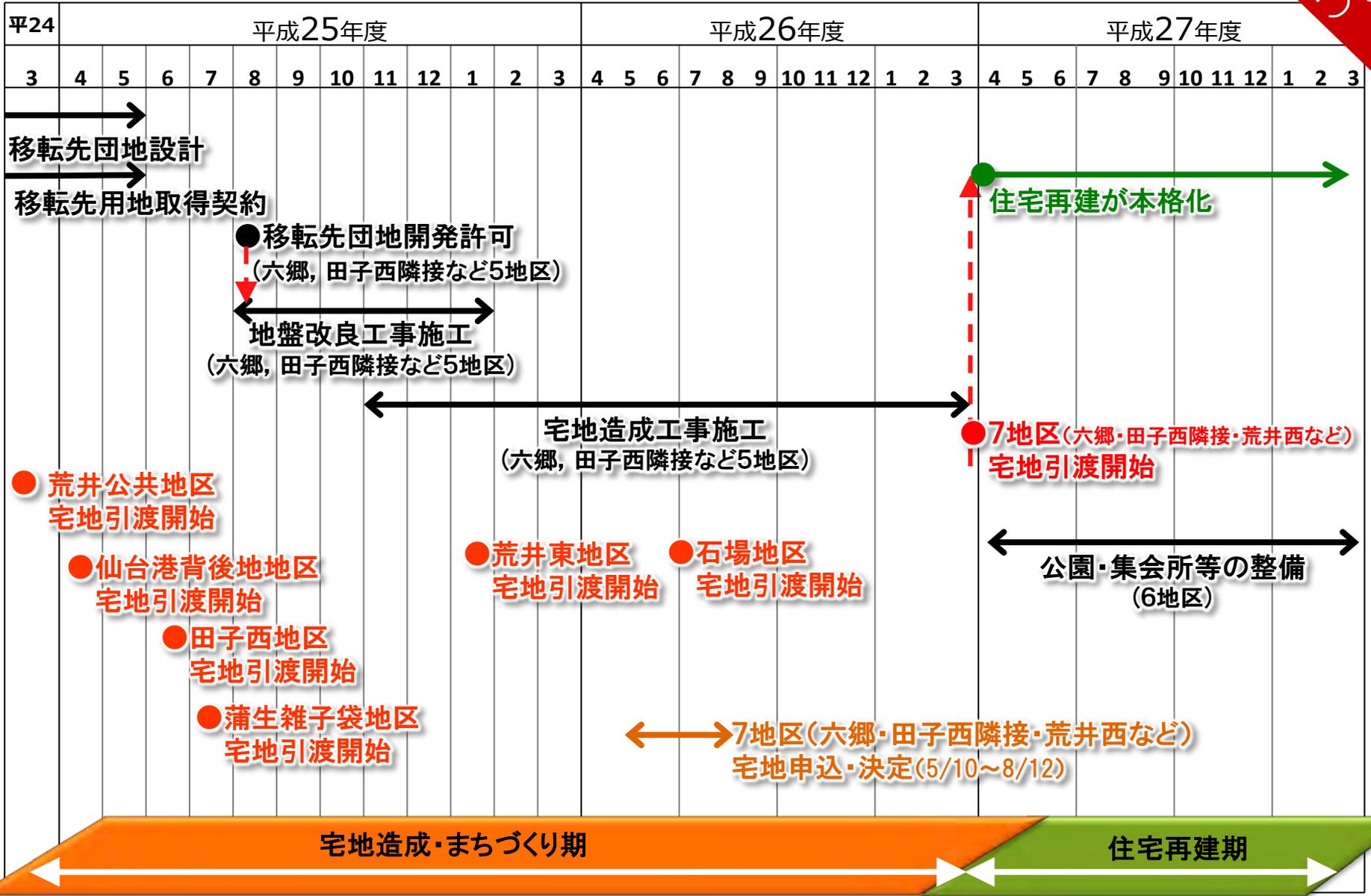
こうした中、全体としての説明会や意見交換会だけでなく、世帯ごとの個別相談会を重ねながら、調整を進めてきました。

こうしたステップを経て、13の移転先団地の位置を定め、団地ごとの宅地数を決定するまで、仙台市の場合、平成24年12月までの約1年間を費やしました。

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業の経緯②

住まいの再建
(その1)



宅地完成・まちづくり期

住宅再建期



防災集団移転促進事業の経緯②のポイント

<宅地造成・まちづくり期(平成24年12月～平成27年3月)>

その後、用地取得を経て、造成工事に着手しましたが、仙台市で用意した移転先13団地は、次のとおり大きく二つに分類することができます。

① 整備済み、または整備予定の土地区画整理地区内の土地を活用した移転先

早期の移転が可能であり、また、まとまった宅地の確保が容易となります。

② 市が直接施工して造成する移転先

移転希望者の意向を極力反映した位置への整備が可能となります。ただし、円滑な用地取得が可能かどうか、迅速な移転先整備の鍵となります。

上記①の整備済みの区画整理地区を活用する移転先の場合、発災から2年後の平成25年3月には宅地の供給を始めることができました。上記②の農地を新たに造成する移転先については、盛土自体の重さで地盤を安定させるなどしながら、安全な移転先団地の整備に取り組んできました。

造成工事と並行して、移転先団地ごとの意見交換会などを通じて、街並みのルールづくりや、親しみやすい公園づくりのための住民参加ワークショップの開催など、新しいふるさとづくりにも取り組んできました。

<住宅再建期(平成27年4月～)>

平成26年度末には、全ての移転先団地の整備が完了し、現在、個別の住宅建築、新しいふるさとづくりが本格的に進んでおり、多くの方が、既に新しい住宅での暮らしを始められています。

4. 東部地域の住宅再建



七郷地区



住宅再建が進む移転先地



六郷地区



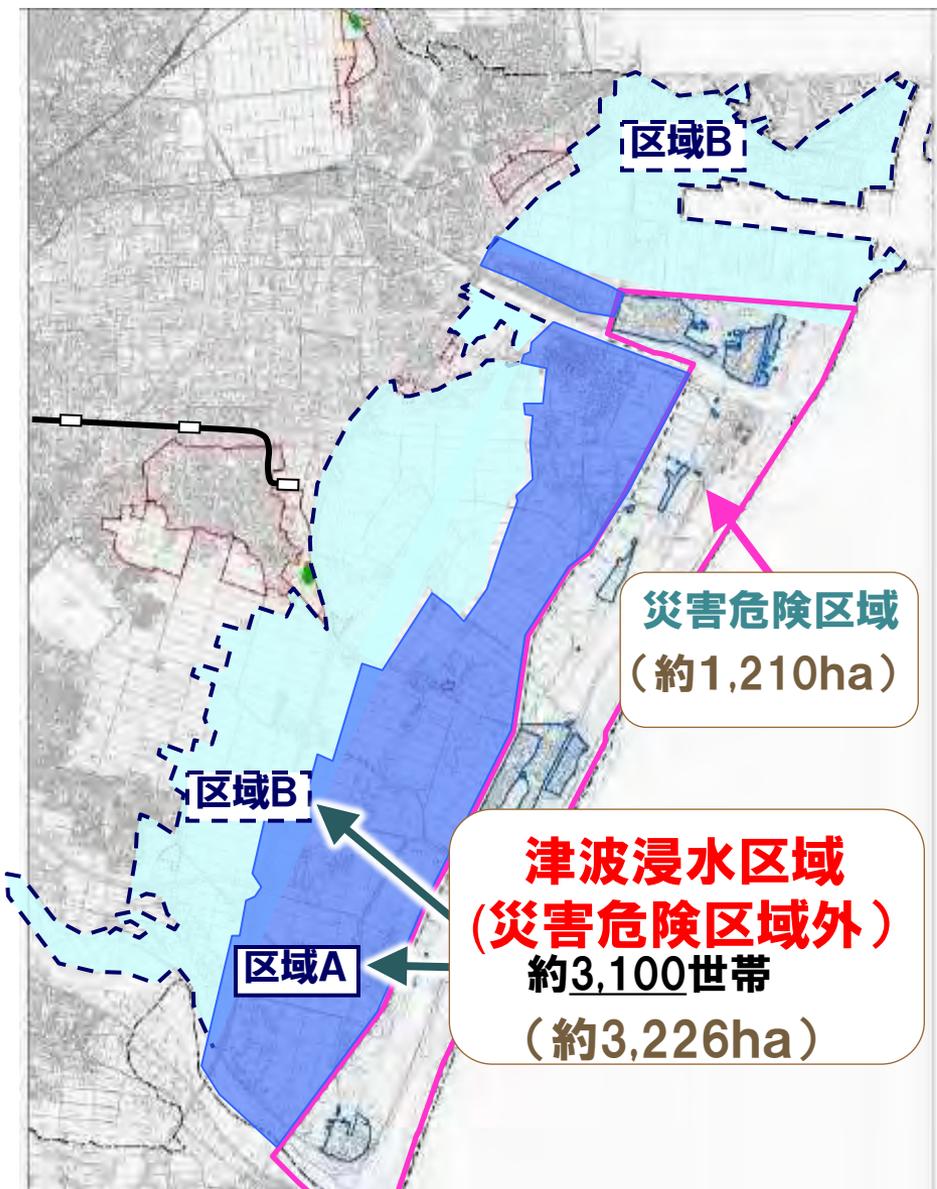
田子西隣接地区

**移転先全13地区の
造成完了
(平成26年度末)**

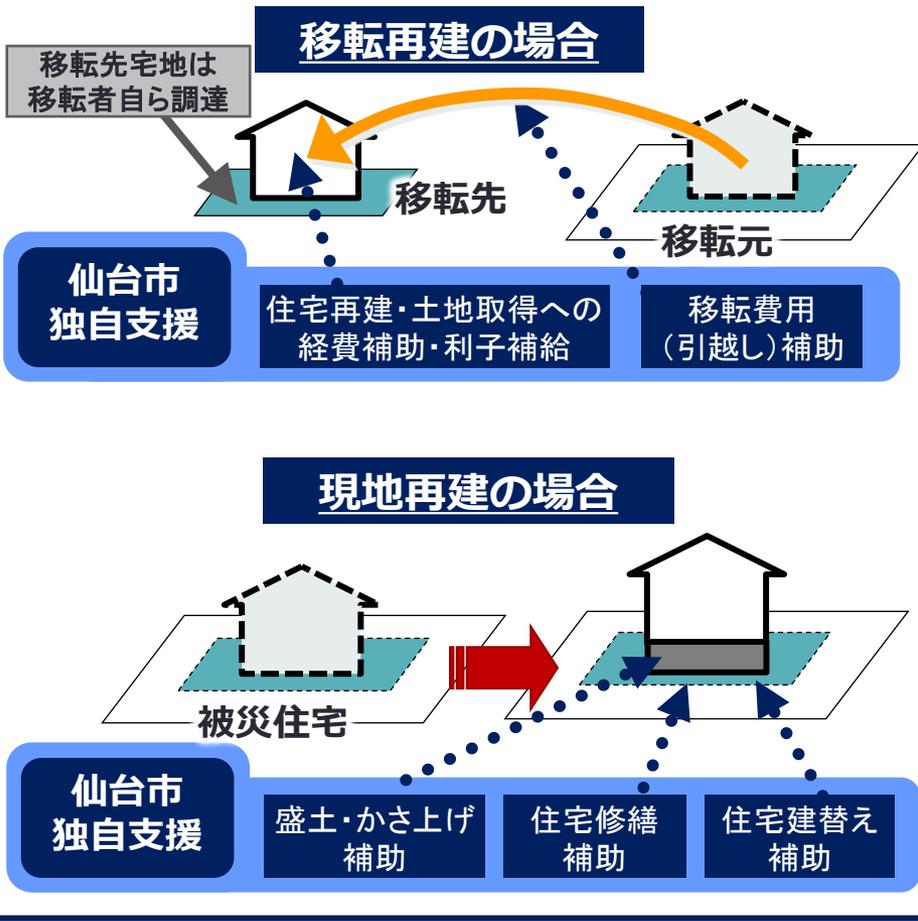
4. 東部地域の住宅再建

津波浸水区域(災害危険区域外)の住宅再建

住まいの再建
(その1)



津波浸水区域(災害危険区域外)における支援制度



区域A 津波防御対策後も一定の浸水が予測される区域
区域B 浸水予測区域とはされていないものの、実際に津波による浸水被害のあった区域



津波浸水区域(災害危険区域外)の 住宅再建のポイント

災害危険区域より内陸のエリア(28頁左図の青いエリア)については、津波による甚大な被害を受けたものの、かさ上げ道路など、新たな津波防災対策を講じることによって、避難を基本としながらも一定の安全を確保することができ、現地再建が可能な地域となりました。

しかしながら安全を確保したことによって、防災集団移転促進事業の対象ではなくなることから、道路一本を挟んで、集団移転事業による手厚い住宅再建支援が受けられない地域となってしまいました。

このため仙台市では、これらの地域に対する独自の支援として、集団移転と同様の移転再建助成や、現地再建する場合の盛土や建替え等への助成制度を創設し、津波被害のあった地域全体の住宅再建と地域の再生を図ることとしたものです。

5. 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業



復興土地区画整理事業の概要

名称	仙塩広域都市計画事業 仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業
施行者	仙台市
施行面積	約 92.1 ha
施行期間	平成26年4月1日～平成34年3月31日

河川堤防
(別途県施行)

【凡例】

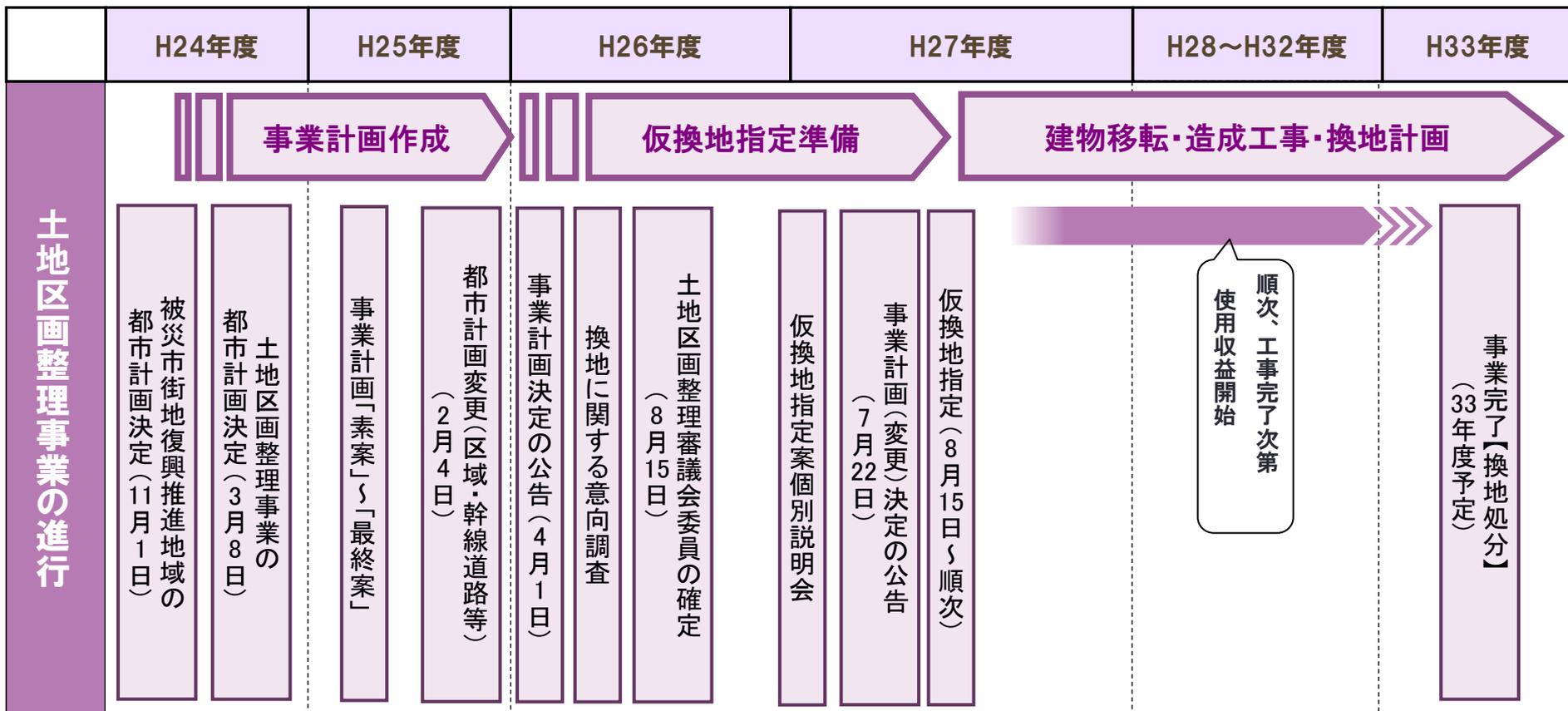
- 施行地区
- 幹線道路
- 準幹線道路
- 区画道路
- 歩行者専用道路
- 公園
- 緑地
- 調整池

復興土地区画整理事業の整備方針

- 西側に私有地を集約し、先行的に整備する。東側は市有地を集約する。
- 再開している事業所が多い区域は、可能な限り移転対象建物が少なくなるよう配慮する。
- 土地利用の向上と避難ルートの確保を図るため、地区中央部を東西に貫く地区内幹線道路を整備する。
- 地区東端部は貞山堀遺構の保存と干潟の自然環境に配慮した緑地を整備する。

5. 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

事業の流れ



！ 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業のポイント

＜蒲生北部地区の震災前の状況＞

蒲生北部地区は、仙台市内で災害危険区域に指定された津波浸水区域の中で唯一、市街化区域に指定されており、震災前は住宅と業務系建物が混在した土地利用がなされていました。

＜防災集団移転後の土地利用の課題＞

この地区においても、災害危険区域の指定により住宅等の建築を規制するとともに、防災集団移転促進事業により安全な内陸への移転を進めています。

しかしながら、防災集団移転後には事業用地と移転後の住宅跡地が混在し、土地利用に課題が生じることから、土地区画整理事業により、業務系土地利用にふさわしい都市基盤の再整備と、土地の整理集約を図ります。

＜土地区画整理の基本方針＞

区画整理の実施にあたっては、①地区西側に民有地を集約し、先行的に整備する②地区東側には買取りした市有地を集約して大街区化を図ることなどを基本方針とし、平成33年度までの事業完了を目指しています。

6. 宅地被害復旧・支援事業

震災による被災宅地数 **5,728**宅地

2つの制度で
宅地復旧を支援

公共事業区域内的の被災宅地
(2,521宅地) (約**44%**)

左記以外の被災宅地
(3,207宅地) (約**56%**)

仙台市
施工

公共事業による宅地復旧

- ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

宅地所有者が、
個別擁壁の復旧工事費の**10%を負担**

所有者
施工

助成金制度による宅地復旧

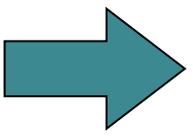
- ・東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度
※平成27年3月31日申請受付終了
- 擁壁等の復旧工事費のうち、100万円を超える部分の**90%を助成**(上限額1,000万円)

公共事業による宅地復旧事例

(南光台六丁目)



(復旧前)



(復旧後)



宅地被害復旧・支援事業のポイント

＜宅地被害の概要と対応＞

仙台市北西の丘陵部を中心に発生した地すべりや擁壁崩壊などの宅地被害は、昭和30～40年代にかけ、当時の技術基準に基づき造成された住宅団地に集中しました。

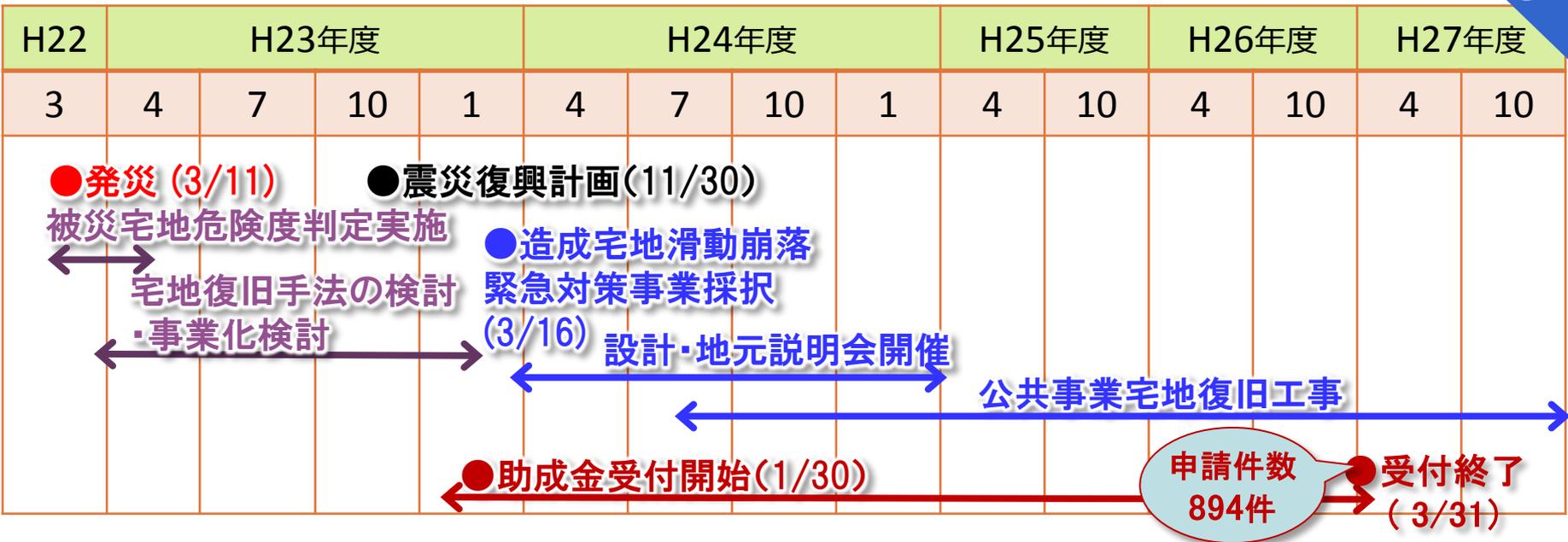
被災程度は著しく、地区によっては、道路を巻き込むなど、広範囲に及ぶ地すべりが発生した箇所もあり、個人の力での復旧は到底不可能と思われる被害が発生しました。

これに加えて、高齢化が進む団地への被害の集中は、次に掲げる公的支援、私的な備えの手薄さともあいまって、宅地被害の復旧・安全の確保を一層困難なものとなりました。

- ① 災害被害への公的支援の中心となる「生活再建支援金制度」は、家屋の被害判定に基づき支給されるため、宅地自体の被害は勘案されない。
- ② 地震災害への私的な備えとして近年重要性を増している「地震保険」も、宅地の被害は補償対象としていない。

このため仙台市では、被災宅地の約4割については、国が新たに創設した制度を活用した公共事業による復旧を図るとともに、残りの6割に関しては、仙台市が独自に創設した助成制度により、安全な宅地の再生と、二次災害の防止を図ることとしました。

6. 宅地被害復旧・支援事業



公共事業による宅地復旧

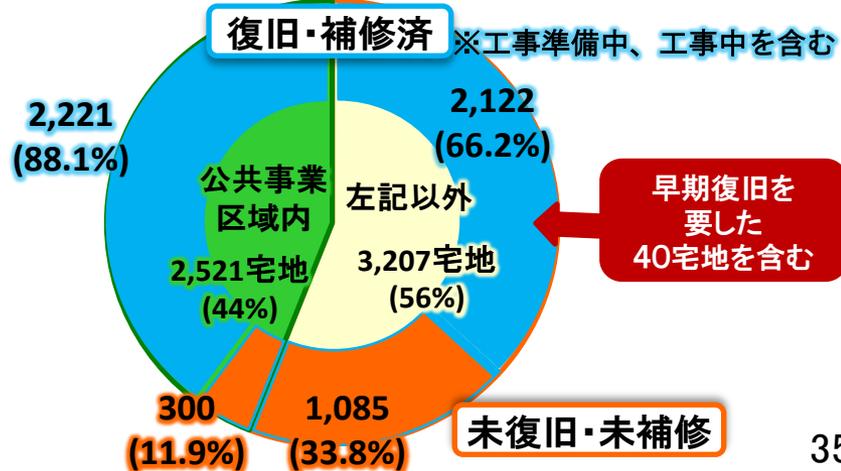
工事契約締結後の状況 H28.1.1現在

工事中	12地区	8工事
工事完了	157地区	50工事
計	169地区	58工事

■ 工事中12地区についてはH28.3末までにすべての地区で工事完了を予定しています。

被災宅地(5,728宅地)の復旧状況

H28.1.1現在





公共事業による宅地復旧のポイント

発災直後から被災全容の把握とともに、新たな制度創設に向けた国との協議を進めてきましたが、平成24年3月に「造成宅地滑動崩落緊急対策事業等」として国からの採択を受け、その後対象の全169地区について、地区ごとの被災メカニズムに応じた対策の検討や設計を進め、平成24年度内には全地区の復旧工事の発注を行っています。

個人所有の宅地内での施工に伴って、境界など様々な問題も発生し、当初想定どおりの進捗とはならなかったものの、平成27年12月末現在、169地区中157地区で工事が完了し、残りの地区についても平成27年度中の完了を予定しており、多くの被災宅地の安全性を取り戻すことができます。



独自支援制度による宅地復旧支援のポイント

公共事業対象以外の宅地については、本市独自の手厚い支援制度の創設により、復旧を支援してきました。平成24年1月から、復旧工事に要する費用のうち100万円を超える部分の9割(上限1千万円)を助成する制度を開始し、受付終了の平成27年3月まで、894件の申請をいただいています。

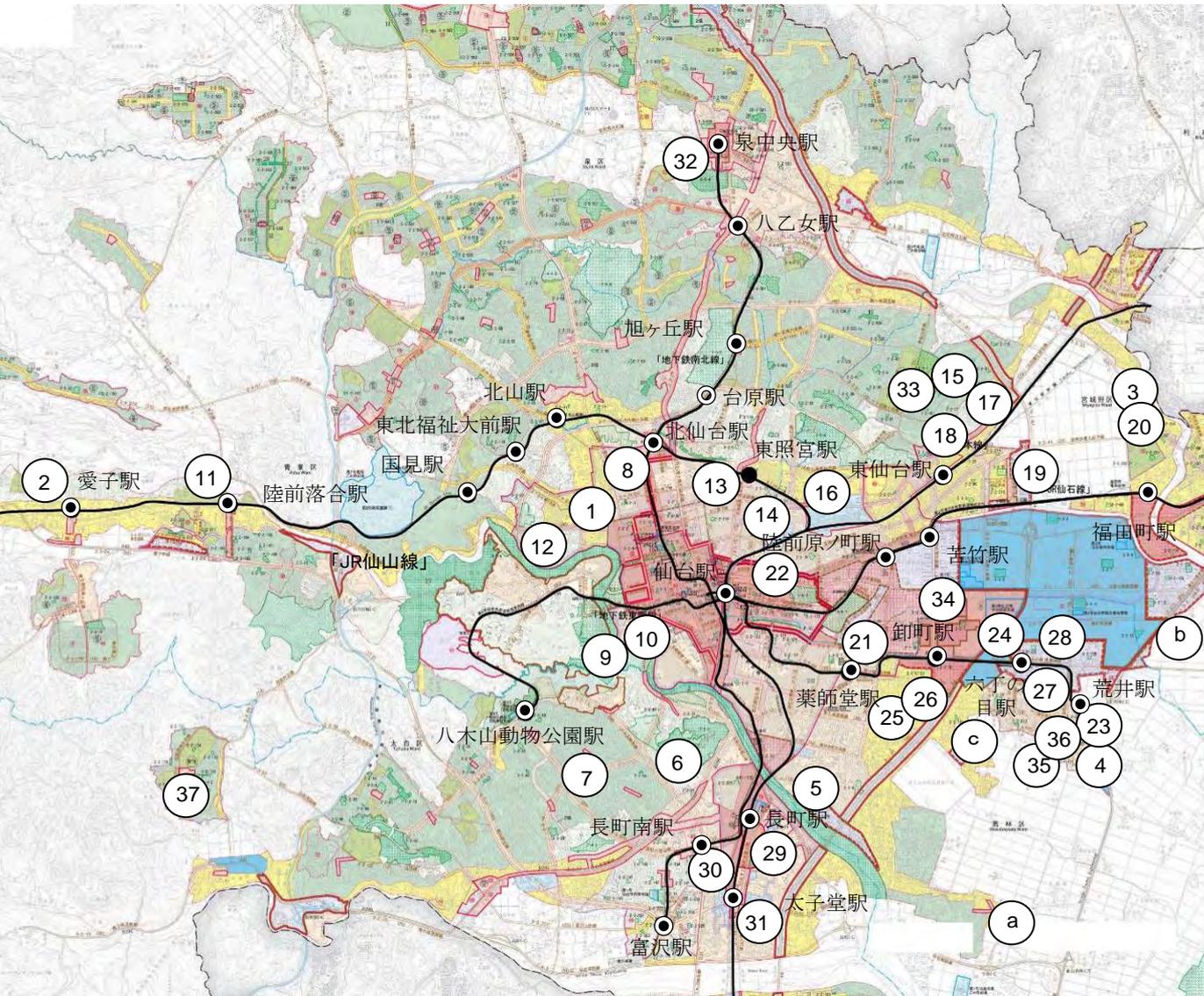
また、電話やダイレクトメール、個別訪問による働きかけや、相談窓口の設置等により、独自支援制度を活用せずに補修された宅地を含めると、約7割の2,122宅地において復旧や補修が進んでいます(平成27年12月時点)。

残りの宅地については、僅かなひび割れや目地開きなど小規模の変状であり、崩壊などの危険性は認められないことを確認しており、独自支援制度も活用いただきながら、安全の確保が図られてきました。

7. 復興公営住宅の整備

整備箇所一覧

住まいの再建
(その3)



1 北六番丁	21 宮城野
2 上原	22 仙台駅東
3 田子西	23 荒井東(第2期)
4 荒井東	24 六丁の目西町
5 若林西	25 中倉
6 鹿野	26 大和町
7 芦の口	27 荒井第二
8 通町	28 六丁の目中町
9 霊屋下	29 あすと長町
10 霊屋下第二	30 あすと長町第二
11 落合	31 あすと長町第三
12 角五郎	32 泉中央南
13 梅田町	33 鶴ヶ谷第三
14 小田原	34 卸町
15 鶴ヶ谷第二	35 荒井南
16 幸町第三	36 荒井南第二
17 燕沢東	37 茂庭第二
18 燕沢	a 六郷
19 新田東	b 岡田
20 田子西第二	c 荒井西

7. 復興公営住宅の整備

整備戸数

住まいの再建
(その3)

合計 3,206 戸

平成25年度供給地区			戸数	整備方式
青葉区	1	北六番丁	12	直接整備
計			12戸	

平成26年度(4月)供給地区			戸数	整備方式
宮城野区	3	田子西	176	直接整備
若林区	4	荒井東	197	直接整備
	5	若林西	152	個別買取
太白区	7	芦の口	39	直接整備
計			564戸	

平成26年度(上半期)供給地区			戸数	整備方式
青葉区	2	上原	27	直接整備
宮城野区	15	鶴ヶ谷第二	28	直接整備
	22	仙台駅東(※1)	27	直接整備
太白区	6	鹿野	70	直接整備
計			152戸	

※1 空住戸を復興公営住宅として活用

平成26年度(下半期)～平成27年度(4月)供給地区			戸数	整備方式
・東部防災集団移転に対応した戸建住宅(荒井東第二他2地区)を整備			30	直接整備
計			30戸	

平成27年度(下半期)完成予定地区			戸数	整備方式
・東部防災集団移転に対応した集合住宅(荒井西)、戸建住宅(田子西第四 他6地区)を整備			136	直接整備
・津波浸水区域に対応した集合住宅(六郷・岡田)を整備				
計			136戸	

平成26年度(下半期)～平成27年度(4月)供給地区		戸数	整備方式	
青葉区	8	通町	142	直接整備
	9	霊屋下	33	直接整備
	13	梅田町	66	公募買取
	14	小田原	58	公募買取
宮城野区	16	幸町第三	38	公募買取
	17	燕沢東	63	公募買取
	19	新田東	35	公募買取
若林区	24	六丁の目西町	115	個別買取
	26	大和町	103	公募買取
	27	荒井第二	34	公募買取
	28	六丁の目中町	43	公募買取
太白区	29	あすと長町	163	公募買取
	30	あすと長町第二	96	公募買取
	31	あすと長町第三	68	公募買取
泉区	32	泉中央南	193	公募買取
計		1,250戸		

平成27年度(上半期)完成地区		戸数	整備方式	
青葉区	10	霊屋下第二	88	直接整備
	11	落合	112	直接整備
	12	角五郎	47	直接整備
宮城野区	18	燕沢	55	公募買取
	20	田子西第二	168	公募買取
	21	宮城野	88	公募買取
	23	荒井東(第2期)	101	直接整備
若林区	25	中倉	58	公募買取
計		717戸		

平成27年度(下半期)完成予定地区		戸数	整備方式	
宮城野区	33	鶴ヶ谷第三	17	直接整備
若林区	34	卸町	98	個別買取
	35	荒井南	75	直接整備
	36	荒井南第二	55	直接整備
太白区	37	茂庭第二	100	直接整備
計		345戸		

7. 復興公営住宅の整備

整備状況

住まいの再建
(その3)

現在まで約2,800戸の整備が完了し、入居された方々の新しい生活が始まっています。

平成27年度末までに、整備戸数3,206戸について概ね整備完了の予定です。

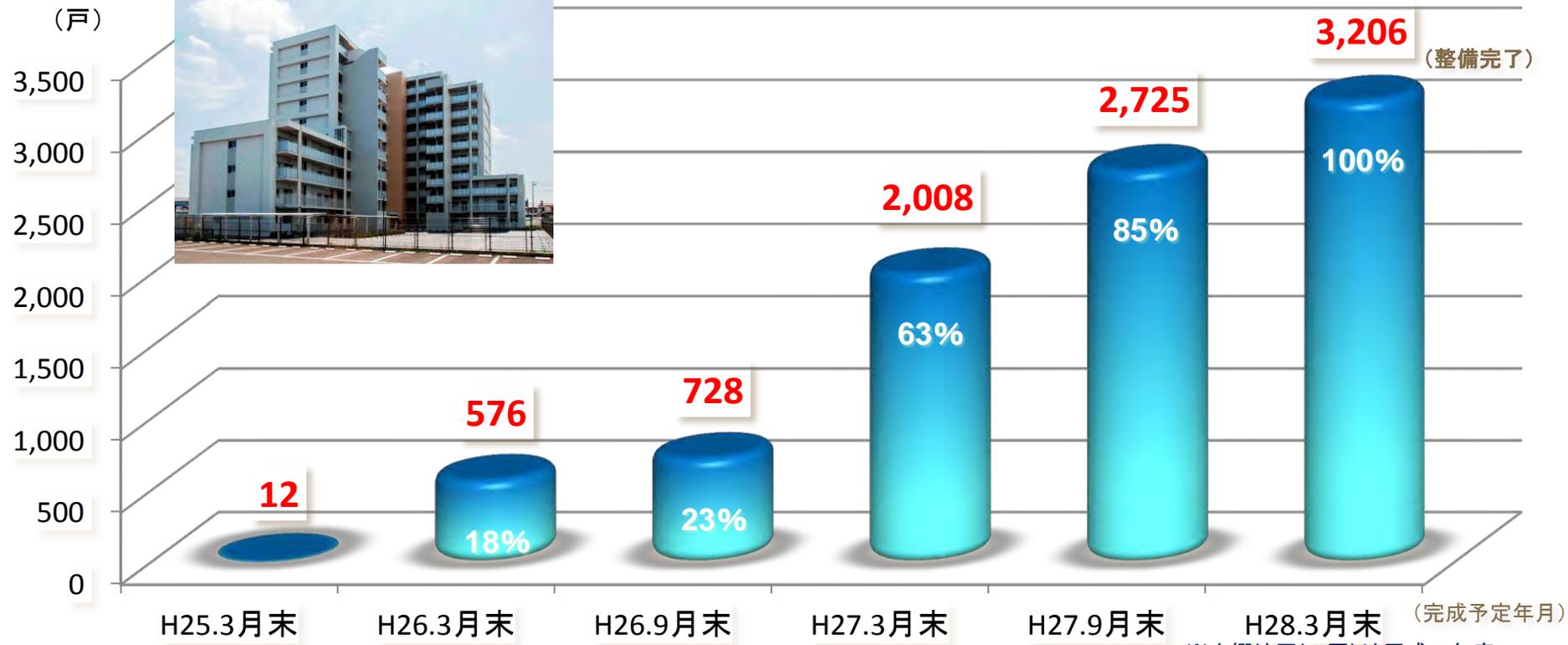
豊屋下第二(H27.9月完成)



あすと長町第二復興公営住宅交流会の様子



宮城野(H27.8月完成)



※六郷地区(50戸)は平成28年度当初完成見込



復興公営住宅の整備のポイント

＜復興公営住宅の整備戸数・配置＞

集団移転対象者や宅地被害を受けた方、その他住宅を失った方々のため、仙台市では、3,206戸の復興公営住宅(＝災害公営住宅)の整備を進めています。整備戸数については、対象となる方への意向調査を複数回実施し、その結果を踏まえて調整を行ってきました。

整備にあたっては、被災地との位置関係、交通条件や買物等の生活環境などを総合的に考慮して地区の選定を行うとともに、東部地域の防災集団移転や津波浸水区域に対応した戸建・集合住宅の整備も行いました。

また、市による直接整備だけでなく、整備エリアや価格上限を示した上で、住宅整備を行う事業者を募集する「公募買取方式」を組み合わせ、早期の整備を目指してきました。

＜入居募集＞

入居募集にあたっては、その世帯の状況により「優先入居」「優先順位」「一般抽選」の3つの枠を設定し募集を行うとともに、震災前や仮設住宅などでのコミュニティのまともを維持する「コミュニティ入居」、高齢者の見守りや近所間の支えあいを目的とする「グループ入居」の申込方法も設定しました。

また、意向調査において、現にペットを飼育し引き続きペットと一緒に入居を希望する世帯も一定数あったことから、住宅の完成時期や地域バランスなどを考慮しながら、ペット入居可能な住宅を設定しました。

8. 経済の復興に向けて

水族館をはじめ、民間投資促進特区(ものづくり産業)や農と食のフロンティア推進特区、民間投資促進特区(情報サービス関連産業)など、国の指定を受けた区域内の253事業者が税制上の特例措置を受け、地域経済の復興と雇用機会の確保に寄与しました。

H28.1.1現在

	対象地域	対象業種	指定事業者数
民間投資促進特区 (ものづくり産業)	仙台港周辺など 市内7地区	■自動車関連産業 ■食品関連産業 ■医療・健康関連産業 ■航空宇宙関連産業 ■高度電子機械産業 ■木材関連産業 ■クリーンエネルギー関連産業 ■船舶関連産業 ※上記に関連する製造業、物流業、卸売業等が対象	104事業者
農と食のフロンティア 推進特区	仙台市東部地区及び 四郎丸地区	■農業 ■農業関連加工・流通・販売関連産業 ■農業関連再生可能エネルギー関連産業 ■農業関連試験研究関連産業	63事業者
民間投資促進特区 (情報サービス関連産業)	中心市街地など 市内7地区	■ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 ■インターネット付随サービス業 ■コールセンター ■BPOオフィス ■データセンター ■設計開発関連業 ■デジタルコンテンツ関連業	82事業者
仙台港背後地 交流推進特区	仙台港背後地の 高砂中央公園区域内	(1)水族館を中心とした集客・交流関連業種 ■飲食料品小売業 ■みやげ品を扱うその他の小売業 ■飲食店 ■水族館 (2)水族館及び関連業種の用に供する建築物整備事業	4事業者

税制上の特例措置

国税

選択適用

- ①機械や装置、建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ②被災雇用者等に対する給与等支給額の10%税額控除
- ③新規立地新設企業を5年間無税とする措置(新規立地促進税制)
- ④研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除

地方税

- 新・増設した施設等に係る課税免除**
- ◎法人事業税免除
 - ◎不動産取得税免除
 - ◎固定資産税免除
 - ◎都市計画税免除

民間投資促進特区、農と食のフロンティア推進特区、民間投資促進特区

①②④:既存立地事業者及び新規立地新設事業者に適用可能 ③:新規立地新設企業のみ適用可能

仙台港背後地交流推進特区

対象業種(1)の場合①②④:既存立地事業者及び新規立地新設事業者に適用可能 ③:新規立地新設企業のみ適用可能

対象業種(2)の場合①のみ適用可能

8. 経済の復興に向けて

東日本大震災により被害を受けた生産基盤の早期再生に向けて、津波被害を受けた仙台東部地域の農地の除塩・復旧工事を進めてきたところであり、平成26年度末までに工事が完了しました。

また、農業生産性の向上と農業経営の安定化に向け、国や宮城県による「ほ場整備事業」を進めています。

現況約10a～30aの小区画の農地を約50a～100aに集約

● 仙台東地区 (事業主体: 国)

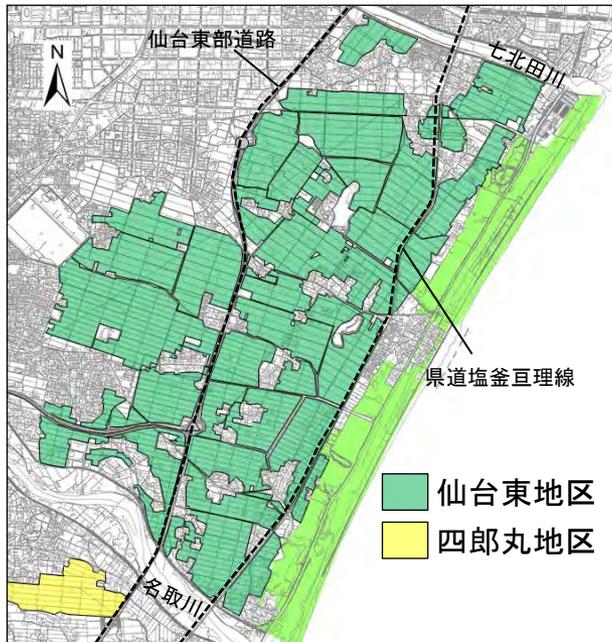
- ・地区面積: 2,244ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積: 1,997ha(現況)、1,978ha(計画)

● 四郎丸地区 (事業主体: 県)

- ・地区面積: 102ha(農地、道路・水路含む)
- ・農地面積: 94ha(現況)、92ha(計画)



〈イメージ〉



ほ場整備により大区画化された農地 (井土地区) H26.8

担当課および問い合わせ先一覧(1)

1. 震災の概要と復興の状況

震災被害の概要[3]	(復興事業局震災復興室)
復興事業の進捗状況[4]	(同上)
復興交付金の状況[5]	(同上)

2. 生活再建支援

応急仮設住宅入居世帯状況[6]	(復興事業局生活再建推進室)
入居世帯の退去事由と震災時居住形態の推移[7]	(同上)
震災時の居住地と住まいの再建方針[8]	(同上)
応急仮設住宅の供与期間(特定延長の導入)、ポイント[9]	(復興事業局仮設住宅室)
被災者生活再建推進プログラムの改訂(加速プログラムへ)、ポイント[10]	(復興事業局生活再建推進室)
被災者生活再建加速プログラム[11]	(同上)
生活再建支援の取組みと加速プログラムのポイント[12]	(同上)
コミュニティ支援(その1)[13]	(同上)
コミュニティ支援(その2)[14]	(同上)

3. 津波防災対策

津波防災対策の基本的な考え方[15]	(復興事業局震災復興室)
津波防災対策の基本的な考え方のポイント[16]	(同上)
津波防災対策の概要[17]	(危機管理室防災計画課)
災害危険区域指定のポイント[18]	(復興事業局震災復興室)
かさ上げ道路事業[19]	(建設局道路計画課・南道路建設課)
津波避難施設整備事業[20]	(危機管理室防災計画課)

4. 東部地域の住宅再建

防災集団移転促進事業[21]	(復興事業局事業計画課)
防災集団移転促進事業による住宅再建支援、ポイント[22]	(復興事業局住宅再建支援課)
防災集団移転促進事業の経緯①[23]	(復興事業局事業計画課)
防災集団移転促進事業の経緯①のポイント[24]	(同上)

防災集団移転促進事業の経緯②[25]	(復興事業局事業計画課)
防災集団移転促進事業の経緯②のポイント[26]	(同上)
東部地域の住宅再建[27]	(同上)
津波浸水区域(災害危険区域外)の住宅再建[28]	(復興事業局住宅再建支援課)
津波浸水区域(災害危険区域外)の住宅再建のポイント[29]	(同上)

5. 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

整備計画図[30]	(復興事業局蒲生北部整備課)
事業の流れ[31]	(同上)
蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業のポイント[32]	(同上)

6. 宅地被害復旧・支援事業

被災宅地復旧・支援事業[33]	(復興事業局宅地保全調整課)
被災宅地復旧・支援事業のポイント[34]	(同上)
事業の経緯と復旧状況[35]	(同上)
公共事業による宅地復旧のポイント、	
独自支援制度による宅地復旧支援のポイント[36]	(同上)

7. 復興公営住宅の整備

整備箇所一覧[37]	(都市整備局復興公営住宅室)
整備戸数[38]	(同上)
整備状況[39]	(同上)
復興公営住宅の整備のポイント[40]	(同上)

8. 経済の復興に向けて

復興特区の概要[41]	(経済局企業立地課・東部農業復興室・まちづくり政策局プロジェクト推進課)
農地の再生とほ場整備事業[42]	(経済局東部農業復興室)

担当課および問い合わせ先一覧(2)

担当課(部省略)		問い合わせ先	該当ページ
危機管理室	防災計画課	022-214-3047	17,20
まちづくり政策局	プロジェクト推進課	022-214-1254	41
復興事業局	震災復興室	022-214-1266	3-5,15,16,18 復興レポート全体
	生活再建推進室	022-214-8579	6-14
	仮設住宅室	022-214-5080	7
	事業計画課	022-214-8473 022-214-8475	21,23-27
	住宅再建支援課	022-214-8476 022-214-8032	22,28,29
	蒲生北部整備課	022-214-8031	30-32
	宅地保全調整課	022-214-8450	33-36
経済局	企業立地課	022-214-8245	41
	東部農業復興室	022-214-7328	41,42
都市整備局	復興公営住宅室	022-214-8418	37-40
建設局	道路計画課	022-214-8374	19
	南道路建設課	022-214-8408	19



仙台復興レポート

<別冊>

仙台市震災復興計画
100万人の復興プロジェクト

～これまでの成果と今後の取組み～

仙台市 復興事業局

2016.2.1

1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

概要

甚大な津波被害を受けた東部地域の再生に向け、多重防御の考え方に基づき、津波に対するさまざまな減災対策を講じるとともに、より安全な西側地域への移転促進などにより安全な住まいを確保します。

施策目標

定性目標

○東部地域の再生に向けて、国や宮城県と連携しながら、津波に対するさまざまな減災対策を講じ、想定される最大クラスの津波に対しても「命を守る」基盤の整備を進めます。
○今後想定される津波に対し、被災された方々の負担軽減を図りながら、より安全な西側地域への移転や防災性の向上と合わせた現地再建などを促進し、安全な住まいの確保を図ります。

関連指標

■かさ上げ道路整備の進捗 平成26年度までに工事着手
■津波避難道路整備の進捗 平成26年度までに工事着手
■復興公営住宅整備の進捗 平成25年度までに第一期整備分、平成26年度までにすべて完了
※第一期整備分:642戸、整備目標数:延べ2,800戸

「津波防災・住まい再建プロジェクト」の振り返り

＜津波から命を守る多重的な減災対策の推進＞

津波多重防御の要となる県道塩釜亘理線等のかさ上げ道路については、関係者や地元の方々からご協力をいただき、当初の目標を前倒しし、25年度に着手することができた。震災により発生した瓦礫や津波堆積土砂を盛土材料として活用しつつ施工を進め、30年度末の完成に向けて引き続き事業の進捗を図り、本市沿岸部の早期の安全、安心の確保を目指す。

津波減災と並んで重要な「避難」に関するハード面の事業のうち、主要な3本の津波避難道路整備については、用地取得の遅れなどから工事発注が27年度にずれ込んでいるが、かさ上げ道路と同様に30年度末の完成に向けて工事を進めていく。沿岸地域の13か所に整備する津波避難施設については、これまで3か所で整備が完了したほか、津波情報伝達システムの復旧及び拡充を進めている。

あわせてソフト面では、「津波からの避難の手引き(暫定版)」や地域ごとの津波避難計画の作成、避難訓練の実施等にも取り組んでおり、引き続き沿岸地域の安全の確保にソフト・ハード両面から取り組んでいく。

＜安全な住まいの確保＞

沿岸部からの防災集団移転促進事業については、26年度末までに全13地区の移転先の造成工事が完了し、現在、移転先での住宅建築が相当程度進んでいる。一部、住宅の完成が28年度となる方もいるものの、概ね当初の計画どおりに進捗してきたが、これらは移転先の用地取得に快く応じていただいた地権者や土地区画整理組合の方々のご理解、また、期間の限られる中で、再建方法や移転先を早期に決めていただいた移転者の方々のご努力があったからこそと捉えている。

また、単独で移転される方や、災害危険区域以外の津波浸水区域で被災された方についても、住宅再建に関する国の補助制度や本市の独自支援制度などを活用いただきながら、東部地域全体での安全な住まいの確保が着実に進んでいる。

復興公営住宅については、発災当初は約2,000戸を供給し、第一段階として25年度中に約600戸を供給するとしていたところ、その後入居意向調査を重ね、2,800戸、3,000戸と整備目標を段階的に上方修正しながら、26年度整備完了を目標としてきた。その後、25年11月の3,206戸への整備戸数の拡大に伴い、整備完了時期も27年度内の完了に修正した。

27年12月末には42団地2,787戸まで供給が進み、うち2,678戸が入居済みとなっている。残る7団地419戸についても建築工事が進んでおり、六郷地区の50戸については敷地造成工事の入札不調により完成が28年度にずれ込むものの、全体の98%にあたる3,156戸については、27年度中の完了を予定している。六郷地区についても28年度当初には完了予定であり、全体としては復興計画期間内に概ねの整備完了を見込んでいる。

震災前の本市の市営住宅管理戸数は約9,000戸であり、約3,200戸もの住宅を短期間に整備することは、本市にとっても大事業であったが、公募買取方式など、民間事業者の力を最大限活かす整備手法の導入などにより、計画期間内の概ねの整備完了を迎えることが可能となった。

今後全ての団地の整備完了まで、復興計画期間後も引き続き確実な事業の進捗を図っていく。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
① 東部復興道路整備事業 〔かさ上げ道路整備〕 [復興レポート(最終号)19頁参照]	用地取得率は96%。全長10.2kmのうち370mで盛土工事を完了し、現在960m部分で施工中。27年度末の着手率は約13%であり、28年度には七北田川から名取川までのほぼ全線で現場工事に着手予定。30年度末の完成を目指す。	2020戦略プロジェクト 東部被災地域の 総合的復興 (事業番号216)
② 津波避難道路整備事業 [復興レポート(最終号)17頁参照]	主要3本のうち荒浜原町線の一部で27年度内に工事発注予定。用地取得率は81%であり、その他の路線についても用地取得の状況を踏まえて今後順次着手し、30年度末の完成を目指す。	2020戦略プロジェクト 東部被災地域の 総合的復興 (事業番号216)
③ 津波避難施設整備事業 〔避難タワー・避難ビル等整備〕 [復興レポート(最終号)20頁参照]	24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」に基づき、沿岸地域13か所に津波避難施設(タワー型、ビル型、屋外津波避難階段)を整備することとし、既に3か所で整備を完了。さらに、27年度末に1か所完成予定であり、残りの9か所は28年度中の整備完了を目指す。	2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり 東部被災地域の 総合的復興 (事業番号219)
④ 津波等避難支援事業 〔ハザードマップ作成周知伝達システム拡充〕	津波からの避難の手引き(暫定版)を第3版まで作成・全戸配布したほか、地域ごとの津波避難計画作成や避難訓練の実施等に取り組み、より円滑な避難体制の構築を進めた。 また、津波情報伝達システムの屋外拡声装置50基のうち、津波で流出した38基を復旧するとともに、新たな浸水エリア等に29基を新設し、27年度末には合計79基に拡充する。	分野別 復興まちづくりを 進める分野 (事業番号225)
⑤ 移転対象地区における 住まいの移転促進事業 〔沿岸部の防災集団移転促進事業〕 [復興レポート(最終号)21頁参照]	26年度末までに移転先13団地733宅地の造成が完了し、657宅地について移転者が決定。うち現時点で8割弱にあたる507戸が住宅再建済みで、残りの移転者も28年度内の住宅建築が完了する見込み。 単独移転世帯については652戸が再建完了し、残りの世帯についても28年度内に住宅再建完了の見込み。	
⑥ 移転対象地区以外の津波浸水区域における 住まいの安全確保支援事業 (本市独自支援) [復興レポート(最終号)28頁参照]	津波防御施設の整備後も津波浸水が予測される区域において、27年12月末までに移転による住宅再建303件、現地での宅地防災対策117件の支援を実施。引き続き33年度まで支援を継続。 また、津波浸水区域での住宅再建を促進する事業により、移転再建32件、現地建替213件、修繕854件の支援を実施。	2020戦略プロジェクト 東部被災地域の 総合的復興 (事業番号211)

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ																								
⑦津波被災地域まちづくり支援事業	<p>南蒲生、新浜、六郷東部については、コンサルタント派遣によりまちづくり活動を支援しており、現在各地区で被災地域再生に向けたまちづくりが進行中。</p> <p>また、三本塚地区においては、近接する西側地区への移転手法などについて、24年度に検討を実施。</p>	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>東部被災地域の総合的復興</p> <p>(事業番号 228、229)</p>																								
⑧震災復興関連組合土地区画整理事業 (田子西、荒井東、荒井西、荒井南)	<p>26年度末までに移転先宅地の造成が完了している。</p> <table border="1" data-bbox="568 655 1538 1042"> <thead> <tr> <th>(参考)</th> <th>集団移転供給宅地数</th> <th>戸建て復興公営住宅用地</th> <th>集合復興公営住宅用地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田子西地区</td> <td>58宅地</td> <td>14戸</td> <td>2箇所 344戸</td> </tr> <tr> <td>荒井東地区</td> <td>52宅地</td> <td>15戸</td> <td>2箇所 298戸</td> </tr> <tr> <td>荒井南地区</td> <td>14宅地</td> <td>9戸</td> <td>2箇所 130戸</td> </tr> <tr> <td>荒井西地区</td> <td>183宅地</td> <td>26戸</td> <td>1箇所 14戸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>307宅地</td> <td>64戸</td> <td>7箇所 786戸</td> </tr> </tbody> </table>	(参考)	集団移転供給宅地数	戸建て復興公営住宅用地	集合復興公営住宅用地	田子西地区	58宅地	14戸	2箇所 344戸	荒井東地区	52宅地	15戸	2箇所 298戸	荒井南地区	14宅地	9戸	2箇所 130戸	荒井西地区	183宅地	26戸	1箇所 14戸	計	307宅地	64戸	7箇所 786戸	
(参考)	集団移転供給宅地数	戸建て復興公営住宅用地	集合復興公営住宅用地																							
田子西地区	58宅地	14戸	2箇所 344戸																							
荒井東地区	52宅地	15戸	2箇所 298戸																							
荒井南地区	14宅地	9戸	2箇所 130戸																							
荒井西地区	183宅地	26戸	1箇所 14戸																							
計	307宅地	64戸	7箇所 786戸																							
⑨復興公営住宅整備事業 [復興レポート(最終号)37頁参照]	<p>42団地2,787戸が整備済みで、既に2,678戸が入居済み(12月末現在)</p> <p>27年度末までには49団地3,156戸の整備完了見込みであり、残る六郷地区についても、28年度当初完了見込み。</p>																									

2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト

概要

甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、国の支援制度に基づく公共事業による復旧を行うほか、公共事業の対象とならない被災宅地については、本市独自の支援により早期再建を促進します。

施策目標

定性目標

○甚大な被害が発生した丘陵地区等の宅地について、国の支援制度のほか本市独自の支援制度により宅地所有者の負担軽減を図りながら、早期の復旧・再建を進めます。

関連指標

■被災宅地(公共事業対象箇所分)の復旧の進捗 平成25年度までに完了

「市街地宅地再建プロジェクト」の振り返り

＜安全な暮らしに向けた宅地復旧・再建＞

市内の被災宅地のうち、約4割については公共事業による復旧、約6割については本市独自の手厚い助成金制度により、安全な宅地の復旧とその支援に取り組んできた。

公共事業による復旧については、新たに創設された「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」等の制度を活用し、169地区において地すべり対策及び宅地擁壁等の復旧を進めてきたが、「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」の160地区については、平成24年度内の工事着手が要件とされたことから、事業採択から約1年という短期間で全地区の被災要因を調査、把握し、設計基準や対策工の選定基準などを策定したうえで、対策工法を決定し、設計から工事発注までを行わなければならなかった。

達成不可能とも思われる期限ではあったが、本市宅地保全審議会の専門家の尽力や全国からの応援職員の手も借りて、期限内の全地区での工事着手が可能となった。

28年1月1日現在、169地区中157地区の工事が完了し、残る地区も27年度内の完了を予定している。

また、地下水位が高いことなどから現地再建が困難な2地区(緑ヶ丘四丁目及び松森字陣ヶ原)においては、宅地保全審議会等の意見を踏まえ「防災集団移転促進事業」により安全な地域への移転を進めており、27年度末までに全ての移転希望者の移転元地買取り等を行い、事業の完了を予定している。

公共事業実施区域外の被災宅地の復旧については、24年1月に創設した「東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度」により、所有者等が自ら行う宅地擁壁等の復旧工事費へ助成(100万円以上の工事費の9割、上限額1,000万円)することで、支援を進めてきたが、27年3月31日で申請受付を終了している(これまでの申請件数は894件)。

受付終了に至るまでには、ダイレクトメールや電話などによる所有者への働きかけや周知、意向確認を重ねたほか、現地確認も行ったが、その中でも、特に被害が大きく早期復旧を要する40宅地については、個別訪問を行うなど、粘り強く復旧を促した結果、28年1月1日現在までに38宅地の復旧が完了しており、残りの2宅地も27年度末までに復旧が完了する見込みである。

これらにより、27年度内には震災により被災した宅地の復旧事業は完了し、今後は被災宅地所有者の方からの分担金(宅地擁壁復旧工事費の10%)の徴収と、設置した滑動崩落防止施設の適切な管理に努めていく。

＜将来に向けた宅地の安全の確保＞

造成履歴や造成年代などを記載した「仙台市宅地造成履歴等情報マップ」を25年5月1日より公開しており、多くの市民の皆様にご自分がお持ちの土地又は新たにお求めになる土地の造成年代等を確認したり、宅地や建物の安全を考える際の参考資料として活用いただいている。

＜これまでの実績と今後の取り組み＞

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①被災宅地復旧事業 公共事業による被災宅地復旧 [復興レポート(最終号)33頁参照]	造成宅地滑動崩落緊急対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業対象の169地区のうち、28年1月1日現在で157地区の工事が完了。27年度中に全地区の工事完了を予定。 緑ヶ丘4丁目及び松森字陣ヶ原地区の防災集団移転事業については、27年度の計画期間内にすべての移転希望者の移転跡地買取等を行い、事業の完了を予定。	
②被災宅地復旧支援事業 (本市独自支援) [復興レポート(最終号)33頁参照]	27年3月31日の受付終了までに894件の申請を受理。 擁壁等の被害が大きく早期復旧を要する40宅地についても、27年度中にすべての復旧が完了する見込み。	
③宅地造成履歴等情報提供事業	造成履歴や造成年代などを記載した「仙台市宅地造成履歴等情報マップ」について、25年5月より、窓口での閲覧、市政情報センターでのマップの貸し出し、販売に加え、HP上での公開を開始。	

3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト

概要

被災された方々の暮らしの復興に向けた経済基盤の確立や恒久的な住まいの確保、心身の健康づくりなどに重点を置いた総合的な生活再建支援を進めます。

施策目標

定性目標

○復興に向けた経済基盤が確立されるよう、雇用の創出や就労に向けた支援を進めるとともに、一日も早く安心して暮らすことができるよう、恒久的な住まいの確保を進めます。
○安心して生活再建に取り組むことができるよう、心と身体の健康確保に向けたきめ細かな支援を進めるとともに、情報提供の充実を図ります。

関連指標

- 本市雇用対策関連事業による新たな雇用者数 平成24～27年度で合計3,000人以上
※本市誘致による進出企業の雇用者数は除く[平成22年度実績:837人/年]
- 復興公営住宅整備の進捗【再掲】平成25年度までに第一期整備分、平成26年度までにすべて完了
※第一期整備分:642戸、整備目標数:延べ2,800戸

「生活復興プロジェクト」の振り返り

<被災された方々の自立に向けた多様な支援>

仮設住宅入居世帯の生活再建に向けては、全戸訪問等により把握した各世帯の生活状況や再建に関する意向や課題等を踏まえ、全世帯を住まいの再建の実現性と日常生活の自立性の観点から大きく4つに分類し、分類ごとに「生活再建推進プログラム」に基づく必要な支援を実施してきた。平成27年度からは、仮設住宅の供与期間の終了を見据え、伴走型の民間賃貸住宅への入居支援など移行支援策を強化した「生活再建加速プログラム」に基づき、恒久住宅への転居に向け、生活再建の一層の加速化を図っている。

全世帯に一律な支援を行うのではなく、世帯の状況等を整理分析した上で、意向や課題に応じた必要な支援を重点的に充てることが、生活再建支援を進める上でのポイントとなった。

28年1月現在、仮設住宅入居世帯はピーク時の約36%まで減じ、住まいの再建方針の定まらない世帯(再建方針不明を含む)も26年4月時点の1,311世帯から368世帯(市内被災107世帯)まで減少するなど、生活再建に向けた動きは加速しているが、28年3月から市内被災者の仮設住宅供与期間が順次終了していくことから、供与期間内の生活再建の確実な実現に向け、より一層きめ細かな支援に取り組んでいく。

また、経済基盤の確立に向けた雇用対策事業による新たな雇用者数は、緊急雇用創出事業や事業復興型雇用創出事業などの取り組みにより、24～27年度の間、目標としていた3,000人を大きく超える8,123人の雇用創出効果を生み出すに至っている(27年12月現在)。

<誰もが安心できるきめ細かなケア>

仮設住宅入居者や浸水地域・宅地被害地域の在宅被災者、復興公営住宅入居者等に対し、心のケアを含む健康面の個別支援や孤立防止支援を進めてきたほか、地域包括支援センターの増設などに取り組んできた。

震災の影響を受けた子どもの心のケアのためには、「子どものこころの相談室」や幼児健康診査での「こころとからだの間診票」を通じた親子支援を総合的に行ってきた。時間の経過とともに震災の影響は感じられなくなってきたが、相談室の予約件数は増加している。

また教育現場においては、「震災に伴う子どもの心のケア事業」として、津波被災校等に対して精神科医やカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアを推進してきた。心のケアには、中長期に渡るきめ細かな対応が求められることから、全ての市立小中学校に、スクールカウンセラー配置やスクールソーシャルワーカー派遣を行うなど、引き続き心理面や福祉面からの支援体制を整えていく。

こうした支援の成果は形に現れにくいですが、震災により、厳しい生活を強いられた被災者や、様々な影響を受けた子どもたちへの支援は不可欠であり、今後とも震災の影響を考慮しながら必要な支援を継続していく。

<被災された方々への情報提供の充実>

23年10月より生活支援など様々な情報を取りまとめた「復興定期便」を希望者に送付してきたほか、23年3月に災害ダイヤルを開設、23年4月からは被災者支援情報ダイヤルに移行し、一元的に情報提供を行ってきた。生活再建が進むにつれ、問合せは減少しているが、仮設住宅の供与期限となる28年度前半には再度問合せの増加が見込まれる。

また、23年11月から27年3月まで、仮設住宅入居者を主な対象に発行してきた震災復興地域かわら版「みらいん」は、新旧居住地の住民間の繋がりや仮設住宅地でのコミュニティづくり、生活再建等に大きく寄与した。

適切な情報提供の重要性に加え、コミュニティの維持や新たな形成、ひいては被災者の孤立化防止のためにも、情報発信を継続的に行うことが重要であった。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①被災者生活再建支援事業 [復興レポート(最終号) 6頁参照]	<p>仮設住宅の戸別訪問や現況調査等により世帯ごとの課題を把握し、生活再建加速プログラムに沿って、被災された方々の生活再建を支援。</p> <p>仮設住宅入居世帯は28年1月時点で4,340世帯と、ピーク時の約36%に減少。</p> <p>今後も、供与期間内に全ての世帯が生活再建を果たせるよう、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな取り組みを行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯状況等に関する調査(23年度～)、ひとり暮らし高齢者等生活支援システム運用(24年9月～)、被災者生活再建相談等(24年度～)、専門家による相談支援(25年度～)、被災者住宅再建相談支援(27年度～)、復興公営住宅等入居支援金(26年度～)、専任弁護士による相談支援体制構築(27年度～)、プレハブ仮設住宅防犯対策(27年8月～)、被災者支援システム運用等(24年7月末～)、被災者伴走型生活支援事業(23年度～) 	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>多様な暮らしを支える生活環境づくり (事業番号209)</p>
②雇用対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対応就職支援事業(24～25年度:雇用実績326人) ・業界研究セミナー(24～27年度:1,220人) ・震災離職者対象の職場体験の実施(参加延べ178人) ・合同企業説明会等の開催(24～27年度:開催37回、参加15,812人) ・就職支援情報誌「仙台で働きたい!」発行(24～27年度:17回各6,000部) 	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>まちの活力の源泉となる人材の定着・確保推進 (事業番号194)</p>
③復興公営住宅整備事業【再掲】	4頁参照	
④市民健康づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における健康支援(健康相談:35,830件、巡回口腔ケア指導:1,439件、栄養相談:176件、健康増進センターによる運動支援:683回) ・仮設住宅等への健康支援(個別支援数:87,831件、地域における健康相談、講座等:2,227回、31,981人、被災者介護予防運動教室 593回、6,732人、生活困りごとと心の健康相談会:70回、248名) <p>※健康支援、健康相談・講座は27年11月末、それ以外は12月末現在の情報 今後も見守りやコミュニティづくりの関係機関と連携を図りながら、必要な健康支援を継続していく。</p>	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>多様な暮らしを支える生活環境づくり (事業番号28、210)</p>

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ		
⑤震災に伴う子どもの心のケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・23年8月末から「子どものこころの相談室」での相談と、幼児健康診査での「こころとからだの間診票」による問診を開始（「子どものこころの相談室」は25年度より5区全てで実施。幼児健康診査での「こころとからだの間診票」による問診も継続実施中。）。 ・全市立学校へのスクールカウンセラー配置（緊急スクールカウンセラー等派遣事業を含む）（26年度 対応件数48,312件）、スクールソーシャルワーカーの派遣（26年度 対応件数43件） ・心のケア研修会の開催（26年度 4回）、児童生徒の心のケア推進委員会の実施（26年度 3回）、心のケア支援チームの派遣（26年度 29回） ・被災校による児童生徒の心とからだの健康調査の実施 ・保健調査票での「心とからだの健康調査」の実施 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1636 338 1959 405">分野別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1636 405 1959 540"> 学びの都・共生の都の実現をめざす分野 （事業番号12） </td> </tr> </table>	分野別	学びの都・共生の都の実現をめざす分野 （事業番号12）
分野別				
学びの都・共生の都の実現をめざす分野 （事業番号12）				
⑥東部地域包括ケアシステム推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを24年度に東部地域へ2か所増設。被災した2か所の特別養護老人ホームは27年度までに開所。小規模多機能型居宅介護事業所を27年度までに東部沿岸地域の3生活圏域に開所。認知症対応型共同生活介護1か所は25年度に再開。 ・復興公営住宅への移転に際し、新たなコミュニティの形成も含め、高齢者が安心して生活できるよう医療、介護等、関係者間の連携を図り、情報を共有、活用し支援を充実していく。 			
⑦被災者への情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援情報ダイヤルのダイヤル件数：：延べ161,612件（23年3月～27年12月末現在） ・震災復興地域かわら版「みらいん」：計394,500部（23～26年度：36回） ・復興定期便（23年10月より毎月約10,000部、これまで50回発行）。28年度については、仮設住宅入居者の減少により年度後半は隔月発行にするなど、発行形態の見直しを行う予定。 			

4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

概要

農地や農業用施設の復旧など営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域の「農と食のフロンティア」としての復興に向けたさまざまな取り組みを進めます。

施策目標

定性目標

○農地や関連施設にかかる各種復旧支援により、迅速な営農再開に努めます。
○東部地域において、農業生産基盤の再生や強化、高付加価値化や異業種間の連携などを促進し、「農と食のフロンティア」としての復興を図ります。

関連指標

- 農地の除塩・復旧の進捗 平成25年度までに完了
- ほ場整備の進捗 平成25年度までに工事着手
- 農業用施設の復旧の進捗 平成27年度までに完了
- 農業の6次産業化事業化支援件数 平成24～27年度で合計10件以上

「農と食のフロンティアプロジェクト」の振り返り

<農地の復旧と再生>

農地のがれき撤去、除塩、復旧については、概ね平成26年度までに完了し、27年度からは全ての農地で営農が再開した。

用排水路や排水機場などの農業用施設についても、26年度までに震災前の能力を復旧したほか、地盤沈下対策として能力を増強した新たな排水機場の整備も27年8月までに完了している。

農地の大区画化等を行うほ場整備については、25年度に着手し、四郎丸地区は26年度に工事が完了した。仙台東地区は約2,000haのうち、27年度末までに約半数で工事着手の見込みであり、30年度末までの工事完了を目指し、着実に整備が進んでいる。

被災した農地の復旧と再生に関しては、以上のとおり概ね予定どおり進捗してきている。

<被災農業者の経営支援>

営農再開に向けた支援として、被災農家が行う小がれきの撤去等の農地の復旧作業に対し助成を行ったほか、震災により被害を受けた生産施設の復旧や設備の導入について、東日本大震災農業生産対策交付金の交付や野菜・花きパイプハウス緊急設置事業を実施した。また、被災地域農業復興総合支援事業により、仙台市が農業用施設や機械の整備を行い、農業者等に対する無償貸し付けを行った。

このほか、農地利用集積促進事業等により農地の利用集積に向けた支援を実施してきており、これらの支援を通じ、27年度には、ほ場整備を実施している工事ブロックを除いたすべての被災農地で営農が再開されるに至っている。

<農と食のフロンティアの構築>

農商工連携推進事業については、農業者と商工業者等のマッチングから、新商品の開発や販路の確保まで一貫した支援を実施するとともに、新たな流通手法により朝採りによる風味や新鮮さを売りにした「仙台産枝豆の飲食店提供事業」など、農業に付加価値を与えるサービス開発もスタートさせている。

今後もこれらの取組みを推進するとともに、既存案件の販路拡大を支援していく。

農と食のフロンティア創造推進事業については、6次産業化の担い手となる農業者の掘り起しや人材育成を行うとともに、農家レストランや加工品開発などの具体的な取組みに対する支援を実施した。

農と食のフロンティア推進特区は、63事業者(66件、28年1月1日時点)まで活用が進んでおり、今後のほ場整備や営農組織の法人化の進展に合わせ、更なる活用の拡大が見込まれる。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
<p>①津波被災地域農業基盤再生事業 [復興レポート(最終号)42頁参照]</p>	<p>農地の除塩・復旧については、26年度末までに完了。 農業用施設については、26年度末までに震災前の能力を復旧し、地盤沈下対策として能力を増強した新たな排水機場を27年8月までに整備完了。 ほ場整備については、25年度に着手し、四郎丸地区は26年度に工事完了。仙台東地区は約2,000haのうち、27年度末までに約半数で工事着手の見込みであり、30年度までの工事完了を目指す。</p>	<p>2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 (事業番号212)</p>
<p>②被災農業者経営支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域農業復興総合支援事業を実施(育苗用パイプハウス、格納庫、乾燥調製施設、農業用機械等の無償貸付) 被災農家経営再開支援に向け、4地区(高砂、七郷、六郷、中田)に支援金を交付(23年度～26年度:3172戸) 東日本大震災農業生産対策交付金を交付(23年度～:206件) 野菜・花きパイプハウス緊急設置事業を実施(23年度～:105件) 農地利用集積促進事業を実施(23年度～:311件)※27年度未着手 農地集積支援金事業を実施(24～25年度:226件) 機構集積協力金事業を実施(26年度:124件) 	<p>重点的な取り組み 都市像の実現を牽引する4つの重点政策 (事業番号203)</p>
<p>③農商工連携推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> マッチングセミナー開催、商品開発支援など農商工連携事案創出の取り組みを実施(24年度～26年度:14件支援、27年度:5件支援決定) 仙台産枝豆飲食店提供事業を実施(27年度～) 商品開発・販売促進への支援、サービス開発を継続実施 	<p>2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 地域の成長をけん引する企業・産業の創出 (事業番号204)</p>
<p>④農と食のフロンティア創造推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化に取り組む農業者に対する支援を実施(23～26年度:11件) 連続講座やセミナー開催、専門家派遣など人材育成事業を実施 農業者の6次産業化への取り組みを継続支援 	<p>2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 地域の成長をけん引する企業・産業の創出 (事業番号204)</p>

5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

概要

居久根や海岸防災林の整備などにより美しい海辺景観を再生するほか、多くの市民が海や自然と触れ合う魅力的な交流ゾーンとして、東部地域の再生を図ります。

施策目標

定性目標

○海岸部の貴重な自然環境・歴史的資源の再生に向け、国や宮城県等との連携により美しい海辺の再生を図ります。
○海岸公園の再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出するとともに、海岸部における避難道路や避難施設等による安全確保を図ります。

関連指標

- 海岸公園再整備の進捗 平成26年度までに工事着手
- 津波避難道路整備の進捗【再掲】 平成26年度までに工事着手

「海辺の交流再生プロジェクト」の振り返り

＜東部地域の公園や自然環境の再生＞

津波で被災した海岸公園については、スポーツ施設やレクリエーション施設の復旧、海岸防災林や井土浦などの自然環境の再生に取り組んできたほか、防災の視点で避難の丘を整備するなど復興のシンボルとなる海岸公園を目指し、現在再整備を進めている。

復興記念植樹事業については、市民・NPO・企業等の力を結集し、市民協働により、海岸防災林や海岸公園、居久根など、東部地域のみどりの再生を図る「ふるさとの杜再生プロジェクト」として実施している。東部地域にかつてのみどり豊かな景観を取り戻し、再び皆が集う場となるよう、復興のシンボル事業として取組みを進めている。

居久根の再生事業については、移転あるいは現地再建で居久根の復活を考えている方に向けて、居久根に適した樹木の紹介や再生居久根モデルプランを作成し情報提供を実施している。植樹の支援などについては、関係団体と調整を行いながら取り組んでいく必要がある。

＜海岸地域を訪れる市民の安全確保＞（再掲）

主要な津波避難道路整備については、用地取得の遅れなどから工事発注が27年度にずれ込んでいるが、30年度末の完成に向けて工事を進めていく。

沿岸地域の13か所に整備する津波避難施設については、これまで3か所で整備が完了したほか、津波情報伝達システムの復旧及び拡充を進めている。

あわせてソフト面では、「津波からの避難の手引き(暫定版)」や地域ごとの津波避難計画の作成、避難訓練の実施等にも取り組んでおり、引き続き沿岸地域の安全の確保にソフト・ハード両面から取り組んでいく。

＜これまでの実績と今後の取り組み＞

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①海岸公園再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度に海岸公園復興基本構想を策定 ・25年度に海岸公園復興基本計画を策定 ・26年度に蒲生、荒浜、井土地区について国の災害査定を受け、同年度より補助金を活用して災害復旧に着手しており、29年度末の復旧完了を目指し、施工中。 ・27年度には公園利用者等の安全を確保するため、蒲生、荒浜、井土、藤塚の各地区に復興交付金を活用して避難の丘を1基ずつ整備している。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 (事業番号221) </div>
②市民協働による復興記念植樹事業	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地域の公園において市民植樹実施(24～26年度:実施3箇所、植樹総本数3,046本) ・「ふるさとの杜再生寄付」による寄付金受入れ(27年度～) ・市民協働による「ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議」開催(27年度～) ・今後は、海岸公園を中心に市民植樹を行い、併せて市民参加による維持管理等に取り組む。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 (事業番号220) </div>
③居久根の再生事業	居久根を再び計画する際の参考として、居久根に適した樹木の紹介や再生居久根モデルプランを作成し、ホームページに掲載し情報提供を行っている。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 2020戦略プロジェクト 東部被災地域の総合的復興 (事業番号220) </div>
④津波避難道路整備事業【再掲】	3頁参照	
⑤津波避難施設整備事業【再掲】	3頁参照	
⑥津波等避難支援事業【再掲】	3頁参照	

6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト

概要

避難所機能の見直し、普及啓発や防災教育をはじめとした「防災人」づくりなどを進め、震災の教訓を生かした防災に関する「仙台モデル」を構築するとともに、国内外へ発信していきます。

施策目標

定性目標

○震災の教訓を踏まえ地域防災計画を見直すとともに、避難所運営体制の強化や防災教育の充実を進め、防災に関する「仙台モデル」の構築に向けた取り組みを進めます。

関連指標

- 指定避難所への防災対応型太陽光発電システム導入の進捗 平成27年度までに完了
※指定避難所数:192箇所(津波により被災した指定避難所を含まない)
- 自主防災組織等による防災訓練の参加者数 平成27年度で平成22年度比5,000人以上増加
[平成22年度実績:75,316人/年]
- 新たな防災教育の実施校数 平成25年度から市立学校全校で実施

「防災・仙台モデル構築プロジェクト」の振り返り

<防災・減災のための新たな指針の策定>

災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」や、地域での支え合いによる「共助」を活性化させるとともに、行政の「公助」の再構築を基本的な理念として、地域防災計画【地震・津波災害対策編】の改訂を行った。

また、東日本大震災では、避難所のあり方や運営体制に多くの課題が残ったことから、市民アンケートや実際に運営に携わった地域住民や避難所の施設関係者の声を基に、避難所の基本的な活動を示した「避難所運営マニュアル」を作成した。

加えて、本市は策定対象地域には該当していないものの、福島第一原発の事故の経験を踏まえ、原子力施設に事故が発生した場合には、その影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、市民等の安全・安心を確保するため、地域防災計画【原子力災害対策編】を策定した。

<避難所等防災体制の充実・強化>

東日本大震災では、避難所運営に必要な物資や女性等配慮が必要な方への物資の備蓄が不足していたほか、情報収集、電源の確保などに困難をきたした。

これを踏まえ、各避難所に情報収集用テレビや防災行政用無線、LPG発電機を配備したほか、新たに調理不要食を備蓄食料に加え、使い捨てカイロ、紙おむつ、テント式プライベートルーム等を配備するなど、情報収集・通信機能の強化や様々な方に配慮した備蓄の充実を図った。

備蓄方法についても、発災直後から大量に必要となる物資等は各避難所に分散備蓄し、必要数が流動的な物資は区役所等の拠点施設に集中備蓄、衛生用品は流通在庫備蓄とするなど、特性に応じた備蓄体制を整えた。

また、24年度から指定避難所などに防災対応型太陽光発電システムの導入を進め、26年度末までに92箇所への導入が完了し、27年度中に102箇所への導入が完了する予定となっている。今後、適切な維持管理とともに、災害時にスムーズに運用することができるよう防災訓練等を通じて地域住民への周知を行っていく。

<「防災人」づくり>

東日本大震災では、「自助」や「共助」の取組みを活性化させることの重要性が明らかとなった。このため、「わが家と地域の防災チェック表」を作成し、防災・減災への意識向上を図るとともに、地震防災アドバイザーによる広報活動、防災減災イベント「せんだい防災のひろば」や「防災シンポジウム・市民フォーラム」の開催、地震体験車による体験啓発等の普及啓発活動を広範に展開し、自助の考え方の普及に努めた。

また、地域ぐるみで自主防災組織を活性化し、共助の取組みを進めるため、24年度から平常時は地域性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画等を行い、災害時には避難誘導や救出・救護活動の指揮を行う「仙台市地域防災リーダー」の養成を開始し、これまで584名を養成した。これらにより、防災人づくりを進めている。

さらに、教育現場においては、「新たな学校防災教育推進事業」として、児童生徒が災害に関する正しい知識や対応方法を身に付け、災害時には、自らの安全を確保するとともに、率先して地域の力となれるよう防災教育に力を入れてきた。具体的には、防災教育のモデル校を指定し、地域と連携した防災訓練や体験型の学習など先行的な研究・実践を行うとともに、全校に防災教育担当教員を配置したほか、仙台市独自の防災教育副読本を策定し、全児童生徒に配布、各教科・領域での活用を図ってきた。復興計画期間終了後は、これまでモデル事業として実施してきた各取組みの継続化・定着化を図っていく。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①仙台市地域防災計画の見直し	<p>地域防災計画については、24年度から25年度にかけ、共通編、地震・津波災害対策編、風水害等災害対策編の大幅な見直しと、原子力災害対策編の策定を行った。また、新たな計画に基づき、大規模な地震と津波の発生を想定した総合防災訓練や地域での訓練等を実施し、4年間で合計約8万5千万人の市民等の参加を得た。</p> <p>避難所運営マニュアルについては、仙台市避難所運営マニュアル5,000部、解説用DVD3,500枚を作成、各避難所等に配布したほか、地域版避難所運営マニュアルを166箇所で作成(27年11月末現在)し、引続き28年度以降も作成、見直しの支援を行う予定としている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">分野別</div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;"> 学びの都・共生の都 の実現をめざす分野 (事業番号46) </div>
②避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備事業	<p>26年度末までに指定避難所等92箇所への整備完了。新たに27年度内に102箇所への整備が完了する予定。</p>	
③災害用資機材・備蓄等強化事業	<p>避難所施設等について、物資の備蓄方法等の見直しや非常用電源の確保、通信機能の強化等防災機能の強化を図っており、今後も災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材を整備するとともに、避難所等において必要となる物資の備蓄について充実を図る。</p> <p>○主な備蓄状況</p> <p>(1) 食料等 29年度までに約70万食の食料、約23万ℓの飲料水の備蓄を目標としており、26年度末時点で約67万食、約21万ℓを備蓄</p> <p>(2) 生活物資等 各指定避難所に情報収集用テレビ1台、テント式プライベートルーム2基、毛布100枚、大型扇風機4台、LPG発電機3台、LED投光器5台、災害用簡易組立トイレ:5基(うち洋式3基)を配備</p> <p>(3) 衛生用品 紙おむつ、生理用ナプキン、おしりふき等を流通在庫備蓄</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">分野別</div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;"> 学びの都・共生の都 の実現をめざす分野 (事業番号48) </div>

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
④災害対策本部等情報連絡体制強化事業	<p>避難所等に防災行政用無線及び非常電源を整備。また、市災害対策本部及び各区災害対策本部に衛星携帯電話を設置。</p> <p>○指定避難所等への防災行政用無線及び非常電源の設置状況</p> <p>(1)学校等指定避難所 196か所 (4)福祉避難所 81か所 (2)市民センター 59か所 (5)津波避難ビル・施設 5か所 (3)コミュニティセンター 72か所 (6)防災関係機関等 20か所</p>	<p>重点的な取り組み</p> <p>都市像の実現を牽引する4つの重点政策 (事業番号47)</p>
⑤防災意識の普及啓発強化事業	<p>防災の取り組みをチェックするための「わが家と地域の防災チェック表」を作成し、防災訓練等での配布や、ホームページへの掲載により普及を図った。また、地震防災アドバイザーによる災害に対する備えなどの広報活動のほか、地震体験車「ぐらら」などによる防災知識の普及活動を実施(26年度実績71回、約8,600人参加)。</p> <p>26年度には、国連防災世界会議と連携し、防災減災イベント「せんだい防災のひろば」は24,000人、「防災シンポジウム・市民フォーラム」は1,000人の市民等の参加を得た。</p>	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>防災環境都市づくり (事業番号223)</p>
⑥自主防災活動支援事業	<p>仙台市地域防災リーダーの養成事業により、24～27年度の4年間で584名を養成。今後引き続き養成を進めるとともに、地域防災リーダーのスキルアップや情報の共有、ネットワーク化の推進等を図るため、バックアップ講習等を実施し、自主防災活動の活性化を図っていく。</p> <p>また、地域の特性等を考慮し、それぞれの災害リスクを反映した防災マップづくりや防災ゲーム等を活用した研修会の開催等の活動を支援していく。</p>	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>防災環境都市づくり (事業番号224)</p>
⑦新たな防災教育推進事業	<p>24年度から3年間に渡り、17校のモデル校を中心に防災教育の効果的な指導、地域特性に応じた教育内容、学校・家庭・地域・関係機関との連携、多様な避難訓練のあり方等の実践研究を行ってきた。</p> <p>今後は、年間5～6校程度を「研究推進取組発表校」として指定し、全ての市立小中学校が自校の取組を発表・発信するなど、事業の定着化・継続化に向けた取組みを行っていく。</p>	<p>2020戦略プロジェクト</p> <p>防災環境都市づくり (事業番号227)</p>

7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト

概要

次世代エネルギーの研究・開発拠点づくりを進めるなど、特定のエネルギーに依存しないエネルギー効率の高い都市をめざします。

施策目標

定性目標

- 東部地域等新たなまちづくりを進める中で、再生可能エネルギー等を積極的に導入するとともに、エネルギー効率と経済性の両立を図る「エコモデルタウン」の構築を図ります。
- 大規模太陽光発電や藻類バイオマス等次世代エネルギー事業等の誘致および研究・開発を支援し、事業化に向けた取り組みを促進します。

関連指標

■省エネ・新エネに関連するプロジェクトの取組実績件数 平成24～27年度で合計5件以上

「省エネ・新エネプロジェクト」の振り返り

＜エコモデルタウンプロジェクト推進事業＞

民間資本との協働により、田子西地区及び荒井東地区において、平成26年度より、特定のエネルギーに過度に依存せずエネルギー効率の高いまちづくりを目指し、復興公営住宅を中心に、情報通信技術を活用したエネルギーマネジメントシステムの運用を開始した。今後は、これまでの運用状況を踏まえ、より効率的にエネルギーを活用するための方策を事業者とともに検討していく。

＜次世代エネルギー産業創出促進事業＞

筑波大学・東北大学と連携した藻類バイオマスの研究開発や民間企業と連携した有機薄膜太陽電池の実証実験などの取り組みを開始した。藻類バイオマスは、現在、基盤技術の研究開発を進めており、今後は、応用段階へ進んでいくため、引き続き大学と連携し、取り組みを進めていく。有機薄膜太陽電池は、実用段階に入っており、今後は、地元企業への普及啓発に努め、本市域での技術の導入・活用に向けた取り組みを進めていく。

また、27年11月に、環境負荷が少なく安定的なエネルギーの供給や次世代エネルギーの研究開発等を行う事業者に対する助成制度を創設した。今後、本制度の活用などにより、市域のエネルギー供給の複線化を図るとともに、次世代エネルギー関連の産業創出を図っていく。

＜これまでの実績と今後の取り組み＞

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①エコモデルタウンプロジェクト推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・26年4月、田子西地区、荒井東地区(第1期工事分)において、情報通信技術を用いたエネルギーマネジメントシステムの運用開始。 ・27年4月、荒井東地区(第2期工事分)において、情報通信技術を用いたエネルギーマネジメントシステムの運用開始。 	2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり (事業番号123)
②次世代エネルギー産業創出促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・藻類バイオマスプロジェクトについて、南蒲生浄化センターでの研究開発開始(25年度) ・下水熱利用システム共同研究開始(25年度) ・有機薄膜太陽電池実証実験開始(26年度) ・延寿埋立処分場メガソーラー(公募による民間事業者からの企画提案)稼働開始(26年度) ・創エネルギー導入促進助成制度創設(27年度) 	2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり (事業番号125)

8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト

概要

復興需要や先駆的プロジェクトを推進力としながら地域企業の競争力強化を図るとともに、本市の持つ特性を生かしつつ成長性の高い企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組みます。

施策目標

定性目標

- 中小企業をはじめとした地域産業に対する各種支援により、仙台の地域経済の復興とさらなる活性化を図ります。
- 復興特区制度の活用や企業誘致などにより、新産業の創出と集積、雇用の拡大を図ります。

関連指標

- 地域企業ビジネスマッチングセンターでのマッチング活動などによる支援件数 各年度100件以上
- 本市誘致による進出企業数 平成24～27年度で合計25件以上[平成22年度実績:5件/年]
- 本市誘致による進出企業の雇用者数 平成24～27年度で合計1,000人以上
[平成22年度実績:199人/年]
- 本市雇用対策関連事業による新たな雇用者数【再掲】 平成24～27年度で合計3,000人以上
※本市誘致による進出企業の雇用者数は除く [平成22年度実績:837人/年]

「仙台経済発展プロジェクト」の振り返り

＜地域経済の復興とさらなる活性化＞

震災により販路を失った地元中小企業に対して、地域製品の展示商談会の開催や、首都圏等における展示商談会出展、マッチング支援、支援機関の連携などによる販路開拓支援を行った。引き続き事業者のニーズに合わせて販路開拓支援を行っていく。

東北ろっけんパークを拠点として、復興物産市東北いいもんパークの開催や復興グッズ販売、東北各地の観光情報の発信を行っているほか、百貨店と連携した復興グッズの販売等の新たな販路拡大に向けたサポートにも取り組んでおり、東北全体の経済活性化に向けた取組みを継続して支援している。

中小企業や起業家をマーケティングやデザイン面で支援する創業スクエアを拠点に、復興の過程で生まれる新たな需要に対応するため、商品(サービス)開発や販売促進・プロモーション等において、マーケティングやデザイン面での支援を集中的に行ったほか、デザインを効果的に活用したビジネス展開のあり方等を普及啓発するセミナー・ワークショップを開催するなど、地域企業の取引拡大や競争力強化を図った。

名掛丁階段へのエスカレーター設置については、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」開催時期に合わせて24年度末に整備を完了するとともに、近接する交差点のスクランブル交差点化を実施し、商店街の賑わいの創出につながる環境整備を図った。

＜都市型産業の誘致および新産業の創出＞

災害関連ビジネス創出のため、地域の中小企業が行う災害関連商品の開発補助を行うとともに、市内中小企業等で生まれた災害関連商品やプロジェクトを紹介する事例集を作成し、国連防災世界会議等の災害関連イベントへの出展支援や、先進的な取り組みを行っている県内外の災害関連企業や産業支援機関とのマッチングイベントを開催する等、本市地域の災害関連産業の振興を図った。

市域の雇用拡大を図るため、進出可能性のある企業の情報を収集し、首都圏の企業に対し仙台の立地環境情報を提供した。23年度～26年度の間、本市誘致による進出企業数は61件、本市誘致による進出企業の雇用者数は4,733人であった。

蒲生北部地区では、業務系土地利用にふさわしい都市基盤の再整備と土地の集約を図るため、26年4月に事業計画を決定し、被災市街地復興土地区画整理事業を立ち上げた。

27年8月に造成工事に着手しており、33年度事業完了を予定している。

＜これまでの実績と今後の取り組み＞

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①東北復興交流パーク事業	26年度実績 来館者：東北ろっけんパーク19.9万人、仙台なびっく6.2万人、計26.1万人 復興物産市：24回開催、売上高3,281万円 復興グッズ販売：95団体出店、372アイテムの販売、売上高551.5万円 チャレンジショップ：11店舗出店、売上高786万円。 にぎわいガイドツアー：13回開催	
②東北復興創業スクエア事業	これまでの実績(当該事業は26年度で終了) ○ビジネス支援業務 ・専門家チームによる集中支援(24～26年度)：41件 ・ビジネス相談(24～26年度)：551件 ・相談会(24～26年度)：34回 ・事業者を対象にしたビジネスセミナー・ワークショップ(24～26年度)：68回、参加者延べ1,845人 ○デザイン活用促進業務 ・デザイン活用に関する企業ヒアリング(24年度)：15社 ・デザインに関するセミナー・ワークショップ(24～26年度)：50回、参加者延べ1,673人 ・デザイン相談会(25～26年度)：31回 ・企業とクリエイターとの交流会(25～26年度)：7回、参加者延べ310人 ・企業とクリエイターのマッチング(25～26年度)：21件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">分野別</div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;">潤いの都・活力の都の実現をめざす分野</div> <p>(事業番号196)</p>
③地域企業ビジネスマッチングセンター事業	専任スタッフによる優れた製品・サービスを首都圏等の企業に直接売り込む支援を行った。 期間：24年6月～27年3月 支援企業件数：延べ295社、成約件数：107件 27年3月をもって当事業は終了したが、内容を一部引き継ぎ27年4月以降も販路開拓支援を実施。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2020戦略プロジェクト</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">地域の成長をけん引する企業・産業の創出</div> <p>(事業番号191)</p>
④震災復興販路拡大支援事業	期間：24年度～27年度 支援企業数：延べ268件、成約件数：89件(27.3.31現在) 販路開拓セミナー参加者：延べ703名(27.3.31現在) 新東北おみやげコンテスト(26、27年度開催)：応募総数85件(26年度実績)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2020戦略プロジェクト</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">地域の成長をけん引する企業・産業の創出</div> <p>(事業番号191)</p>
⑤ものづくり関連産業復旧・復興支援事業	・東北大学IIS研究センターと連携し、地域企業等の競争力強化や販路拡大の支援を実施。26年度末までに、地域企業の事業化プロジェクト形成が36件、域内外企業の関係構築が延べ2,857社(大手100社超、地域50社超)、地域企業の競争的資金獲得支援が52件(24.4億円)など。 ・プロトタイプ作製支援事業の実施し、地域企業の手立地企業等との取引拡大を支援(23年度～25年度)。 ・工業高校生対象のインダストリアルツアーの実施し、地域製造業の人材確保を支援(23年度～26年度)。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2020戦略プロジェクト</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">まちの活力の源泉となる人材の定着・確保推進</div> <p>(事業番号200)</p>
⑥商店街震災復興対策事業	・中心部商店街アーケード大規模改修事業助成(実績24年度：サンモール一番町商店街、25年度：名掛丁商店街・クリスロード商店街、26年度：一番町一番街商店街) ・商店街イベント事業助成(実績24年度：34件、25年度：33件、26年度：19件) ・商店街・商店会は、イベント事業の助成や国補助金等の支援メニューの一層の活用を促進し、加えて中心部商店街はエリアマネジメント組織である中心部商店街活性化パートナーシップ準備協議会により活性化に向けた取り組みを推進する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2020戦略プロジェクト</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;">地下鉄沿線を舞台とした活力を創出するまちづくり</div> <p>(事業番号201)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">分野別</div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;">潤いの都・活力の都の実現をめざす分野</div> <p>(事業番号202)</p>

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
⑥商店街震災復興対策事業 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 24年度末に上り・下り計2基のエスカレーターについて設置を完了。エスカレーターの設置時期に合わせて、近接する交差点のスクランブル交差点化を実施。 	
⑦産業立地促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏を中心として都市型産業の企業(毎年40件程度)と研究開発型企業(毎年30件程度)を訪問するとともに、展示会等に参加することにより、企業の設備投資情報の収集と本市立地環境のPRを実施。 民間投資促進特区により産業集積を図り、ものづくり産業129件、情報サービス業86件を指定(27年12月末時点)。 企業立地促進助成金制度により企業立地を促進し、23年度から26年度までに61件に交付指定。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2020戦略プロジェクト</p> <p>まちの活力の源泉となる人材の定着・確保推進</p> <p>(事業番号200)</p> </div>
⑧雇用対策事業【再掲】	8頁参照	
⑨産学連携推進事業	<p>1.これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新製品開発支援 ものづくり中小企業製品開発補助金(25～27年度):19件 ○販路開拓支援 <ul style="list-style-type: none"> 26年度は、「防災産業展in仙台(夢メッセみやぎ)」、「せんだい防災ひろば(勾当台公園)」の本市ブースにおいて災害関連商品の展示及び紹介したほか、地域外の災害関連イベント「スマートコミュニティJapan2015(東京ビッグサイト)」への出展支援を実施。 これまで、市内中小企業等で生まれた災害関連製品や取り組みを紹介する事例集を作成。(部数 5,000部) 27年度は、28年2月に開催される「防災産業展in静岡」への出展支援を予定。(出展事業者数 6社) <p>2.今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後は、上記の既存事業を継続して実施し、災害関連商品の開発支援及び販路開拓を後押しし、本市地域における災害関連産業の集積・育成を図る見込み。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2020戦略プロジェクト</p> <p>地域の成長をけん引する企業・産業の創出</p> <p>(事業番号198)</p> </div>
⑩仙台港地区復興支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で津波被害を受けた仙台港周辺地区等の製造業者を対象に、現地復旧の支援を目的とした助成金を創設し、23年度から20件に交付指定。 民間投資促進特区(ものづくり)による仙台港地区の立地企業への支援を実施し、23年度から52件を指定(27年12月末時点)。 仙台国際貿易港整備利用促進協議会による港湾利用促進事業を実施。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2020戦略プロジェクト</p> <p>東部被災地域の総合的復興</p> <p>(事業番号214)</p> </div>
⑪蒲生北部地区復興再整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 26年4月に事業計画を決定し、区画整理事業に着手している。 27年8月から仮換地指定を開始しており、現在民有地の約4割について指定済みである。 27年8月に造成工事に着手しており、33年度事業完了を予定している。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2020戦略プロジェクト</p> <p>東部被災地域の総合的復興</p> <p>(事業番号213)</p> </div>
⑫次世代エネルギー産業創出促進事業【再掲】	17頁参照	

9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト

概要

国際会議等、さまざまなコンベンションの誘致により、仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、新たな観光資源の創出や大型観光キャンペーンの展開により、東北への交流人口の回復を力強く牽引します。

施策目標

定性目標

○国際会議等コンベンションの誘致により、仙台・東北の交流人口の回復と拡大を図ります。
○仙台・東北の魅力や活力の向上に向け、積極的な情報発信や環境整備を行い、国内外からの旅行者獲得を図ります。

関連指標

■コンベンションの開催件数	平成27年までに平成22年レベルに回復 [平成22年実績:630件/年]
■観光客入込数	平成27年までに平成22年レベルに回復 [平成22年実績:19,789,520人/年]
■宿泊者数	平成27年までに平成22年レベルに回復 [平成22年実績:4,654,692人/年]
■外国人宿泊者数	平成27年までに平成22年レベルに回復 [平成22年実績:90,706人/年]

「交流促進プロジェクト」の振り返り

＜国際会議等コンベンションの誘致推進＞

震災直後の平成23年5月、仙台の復興の姿を世界に発信し、風評被害の払拭と交流人口の回復を目指し、国連防災世界会議の誘致を開始した。併せてメイン会場となる新展示施設(国際センター展示棟)の建設計画をスタートし、26年12月に竣工した。その後、27年3月に、国連関係の国際会議としては過去最大規模となった第3回国連防災世界会議を開催し、コンベンション都市としての仙台を世界にアピールした。

コンベンション誘致のインセンティブとなるコンベンション開催助成金の拡充を行うとともに、27年4月には国内トップクラスの助成額となる「大規模国際コンベンション開催助成金」を新設したほか、仙台観光国際協会内にMICEサポートセンターを開設し、受け入れ環境の充実に取り組んでいる。

27年6月には、国が進めるグローバルMICE強化都市に選定もされ、震災後、コンベンション開催件数は順調に回復し、26年度には過去最高の949件となった。

＜国内外への観光プロモーションの推進＞

東北六魂祭の開催(23年～27年度、延べ1,369千人)、復興物産市の開催(24年～26年度、原則毎週金・土・日開催、27年度、原則月1回金・土・日開催)、映像製作者への支援実績(24年～26年度計441件)、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン開催(25年度に実施、24年度にプレDC、26年度にアフターDCも開催)、27年度夏の観光キャンペーンの実施、伊達な広域観光推進協議会や仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会の枠組みによる関西、首都圏プロモーション実施、伊達な広域観光推進協議会の枠組みを活用した教育旅行のプロモーションなど、多様な取り組みを実施してきた。

また、海外の旅行博覧会への出展、海外メディアの招へいなどプロモーション活動に加え、個人旅行者へのダイレクトな情報発信を強化し、その他、市内事業者の海外旅行博覧会出展等に対する助成や受入環境整備(外国人観光客街歩きサポート事業、Wi-Fi環境整備など)を実施してきた。こうしたプロモーション事業の実施により、震災後24,071人(23年度)まで落ち込んだ外国人宿泊者数を、68,834人(26年度)まで回復させている。

＜都市の魅力や活力を高める環境整備＞

地下鉄東西線国際センター駅周辺地区は、観光・コンベンションをはじめとする広域的な集客・交流機能や市民の創造的活動の拠点となる「新たな魅力を創造・発信する、杜の都 仙台のシンボルゾーン」を目指し、各般の整備を行った。

具体的には、学会等の大規模コンベンションへの対応など集客・交流機能の強化に資する施設として、仙台国際センター展示棟を整備するとともに、交流人口拡大時の受け入れ態勢を整えるため、せんだい青葉山交流広場・駐車場を整備し、また国際センター駅の駅舎2階には、多様な活動の交流を促進する場として、テラスを備えた多目的スペースの整備を行った。

概ねこれらの整備が終了した27年3月には、各施設を用いて第3回国連防災世界会議が開催され、国内外に対し仙台・東北の力強い復興の姿を発信した。

なお、ジャイアントパンダの導入の取組みは、被災した東北の子どもたちに夢や希望を届けたいとの思いからスタートしたものの、その後の日中関係の変化等から、中国側との正式な協議は開始されずに現在に至っている。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①コンベンション誘致事業	26年度に過去最高となる949件のコンベンションの開催が行われるなど、年あたりのコンベンション開催件数は順調に増加している。今後は、28年5月に開催するG7財務大臣・中央銀行総裁会議を活用したコンベンション都市・仙台の知名度向上や、仙台国際センター展示棟開館と地下鉄東西線開業による開催能力向上のPRに加えて、本市、(公財)仙台観光国際協会及び仙台国際センター指定管理者の三者による連携体制の一層の強化を図り、強力に誘致を促進していく。	2020戦略プロジェクト まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進 (事業番号178)
②復興誘客推進事業	・東北六魂祭を開催(23年～27年度、延べ1,369千人) ・復興物産市の開催(24年～26年度、原則毎週金・土・日開催、27年度、原則月1回金・土・日開催)	2020戦略プロジェクト まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進 (事業番号181)
③観光プロモーション推進事業	・仙台・宮城が舞台の映像製作者への撮影支援実績(24年～26年度計441件) ・仙台・宮城デスティネーションキャンペーン開催(25年度)※24年度プレD C、26年度アフターDC ・27年度夏の観光キャンペーンの実施	2020戦略プロジェクト まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進 (事業番号184)
④広域観光連携推進事業	・伊達な広域観光推進協議会や仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会の枠組みによる関西、首都圏プロモーション実施 ・伊達な広域観光推進協議会の枠組みを活用した教育旅行のプロモーションを重点化して実施	2020戦略プロジェクト まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進 (事業番号181)
⑤海外プロモーション事業	海外の旅行博覧会への出展、海外メディアの招へいなどプロモーション活動の実施、一般消費者へのダイレクトな情報発信を強化などにより、震災後、23年実績で24,071人まで落ち込んだ本市への外国人宿泊者数を、26年度時点で68,834人まで回復させた。今後は上記事業に加え、個人旅行者客の増加に対応した、Webを中心としたプロモーションの強化や受入環境の整備、観光資源の磨き上げなどを行うことにより更なる外国人観光客の獲得を行う。	2020戦略プロジェクト まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進 (事業番号189)
⑥地下鉄東西線(仮称)国際センター駅周辺整備事業	・仙台国際センター展示棟整備(27年4月) ・せんだい青葉山交流広場・駐車場の整備(27年4月) ・国際センター駅舎2階多目的スペースの一般貸出開始(27年12月)	
⑦ジャイアントパンダ導入事業	中国側との正式な協議は開始されずに現在に至っている。引き続き、情報収集に努め適切に処理していく。	

10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

概要

震災による被災状況や復旧・復興の過程を記録・保存し市民等へ提供するとともに、震災復興にかかるメモリアル施設を整備するなど、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承します。

施策目標

定性目標

○震災の記録と記憶を後世へ継承するため、記録の集積およびメモリアル施設の整備などを進めます。

関連指標

■モニュメント整備の進捗 平成27年度までに事業着手

「震災メモリアルプロジェクト」の振り返り

<震災復興メモリアル等検討委員会>

25年7月より「震災復興メモリアル等検討委員会」を計10回開催し、26年12月にメモリアル施設や震災遺構保存・モニュメント整備のあり方等を含む本市メモリアル事業についての提言をいただいた。

<メモリアル拠点の整備>

27年12月、地下鉄東西線荒井駅内に東部沿岸地域の拠点となる「せんだい3.11メモリアル交流館」の1階部分をプレオープン、28年2月には2階・屋上を含め全館オープンする。

<震災記録のアーカイブ>

震災記録のアーカイブに関しては、26年度から27年度にかけて、震災に関連する紙媒体の資料を収集し、デジタル化したうえで「東日本大震災アーカイブ宮城」において公開しているほか、市民、専門家、NPO等が震災とその復旧・復興を記録・発信していく活動の継続的なサポートを行い、映像や写真データを整理・保存し、資料化した一部の記録をウェブサイト(和英)で発信するとともに、これまでの記録や活動の成果をまとめた報告冊子の配布を行った。

また、震災の記録と表現をテーマにした展覧会『記録と想起』や、震災の事象を伝える国連防災世界会議関連『活動報告展』、復興アーカイブ関連団体と共催した『3.11をこえて～ふるさとの記憶・記録を伝えるために～』など大小さまざまな展示会を開催している。

その他にも、被災した数多くの文化財や歴史資料について、文化庁や全国の博物館施設、NPO法人、ボランティア等との協働による文化財レスキュー活動等も展開している。

これらの活動や展示等を通じて、東日本大震災の記憶を風化させず、未来へ継承するためには、震災アーカイブに関する活動の継続が必要である。

<市民協働による取り組み>

震災の記憶と経験を市民一人ひとりが伝えるという視点を持って、後世に継承していくための場づくり・仕組みづくりを行うことを目的とし、25年度から「伝える学校」事業を市民協働で実施している。様々な専門性を有する団体が市民参加型のプログラムを提供し、市民自らが感情や想いも含め伝える手法を学び、実践する取組みを通じて、市民一人ひとりの力による記憶と経験の継承を図っている。

<遺構保存・鎮魂のモニュメント>

27年3月に、被災した荒浜小学校を震災遺構としての保存を決定しており、荒浜小学校については、極力手を加えない形で保存する方向で、29年度の一般公開に向けて、設計に着手している。

あわせて、犠牲者の鎮魂や被災地域の歴史などを刻む地域モニュメントの整備については、現在各地域の方々との協議を進めており、先行する中野地区においては、28年夏の整備完了に向けてモニュメントの制作等に着手しているが、荒浜地区、六郷東部地区においては、28年度以降の整備を予定している。

こうした多岐にわたる取組みを、息長く継続していくことが、震災の記憶と経験を後世に継承し、これを次への備えに繋げるために必要であり、引き続き継続的な取組みを推進していく。

<これまでの実績と今後の取り組み>

H28. 1. 1現在

事業名称	これまでの実績・今後の取り組み	新実施計画上の位置づけ
①震災・復興資料等アーカイブ事業	<ul style="list-style-type: none"> 「3がつ11にちをわすれないためにセンター」で、震災とその復旧・復興のプロセスを記録・発信するためウェブサイト(和英)でデータを公開(映像474本、写真2,180枚、音声41本)。 震災で被害を受けた文化財(洗浄作業等述べ24回)や考古資料(完形品80点、一部修復1,200点、補修960点)のレスキューや、被災地関連展示を実施。 被災地域の博物館等が、沿岸部での津波被害を受けた汚れた標本等の資料を回収し、洗浄等の保存処理を行い再建されるまで保管。 文化庁等と連携し、県内における文化財レスキュー活動の実施。 3.11震災文庫を設置し、震災・復興関連資料を収集・発信(資料数約6,200点) 26年度に各部署が保有している震災関連資料のうち、紙媒体について収集・デジタル化を行い、27年6月15日に「東日本大震災アーカイブ宮城」において公開した。(27年末での総資料数 1,929件、うち公開資料数956件) 今後、画像や動画などのデジタルデータについても収集・整理していく予定。 	<p>2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり (事業番号231)</p>
②震災メモリアル・市民協働プロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> 様々な専門性を有する団体との協働により、市民参加型の「3.11オモイデツアー」、「アートで社会をつなぐ」、「聞書き—あの人に会いに行く」、「街からの伝言板」の4つのプログラムを提供する「伝える学校」を実施(合計45回の講義/ゼミ、12回の発表会 講義/ゼミへの延べ参加者は1,671人) 今後は「せんだい3.11メモリアル交流館」を沿岸部の活動拠点として活用することを視野に入れ、団体間のネットワークを広げて活動の幅の拡大を検討している。 	<p>2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり (事業番号231)</p>
③震災復興メモリアル施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 東西線開業に合わせて27年12月6日にプレオープンした「せんだい3.11メモリアル交流館」では、「開館キックオフミーティング」や「3.11オモイデツアー」といった企画も開催し、12月の入館者数は12,926人となった。28年2月には常設・企画展示を行う展示室や市民活動の場となるスタジオが完成し全館オープン。地域やNPOなどと共に様々な取組みを実施していく。 中心部の拠点施設については、有識者等からなる検討委員会を立ち上げ、整備に向けた検討を進めていく。 26年度より、犠牲者の鎮魂や被災した地域の歴史等を刻む地域モニュメントの整備に向け、地域との意見交換を開始。先行する中野地区では28年夏の完成に向けて整備に着手。荒浜、六郷東部地区については28年度以降整備予定。 メモリアル検討委員会による提言や地元アンケート調査を受け、27年3月末に荒浜小学校を震災遺構として保存することを決定。荒浜小学校については、27年度内には設計に着手し、28年度には工事着手、29年度には一般公開の予定。 	<p>2020戦略プロジェクト 防災環境都市づくり (事業番号231)</p>